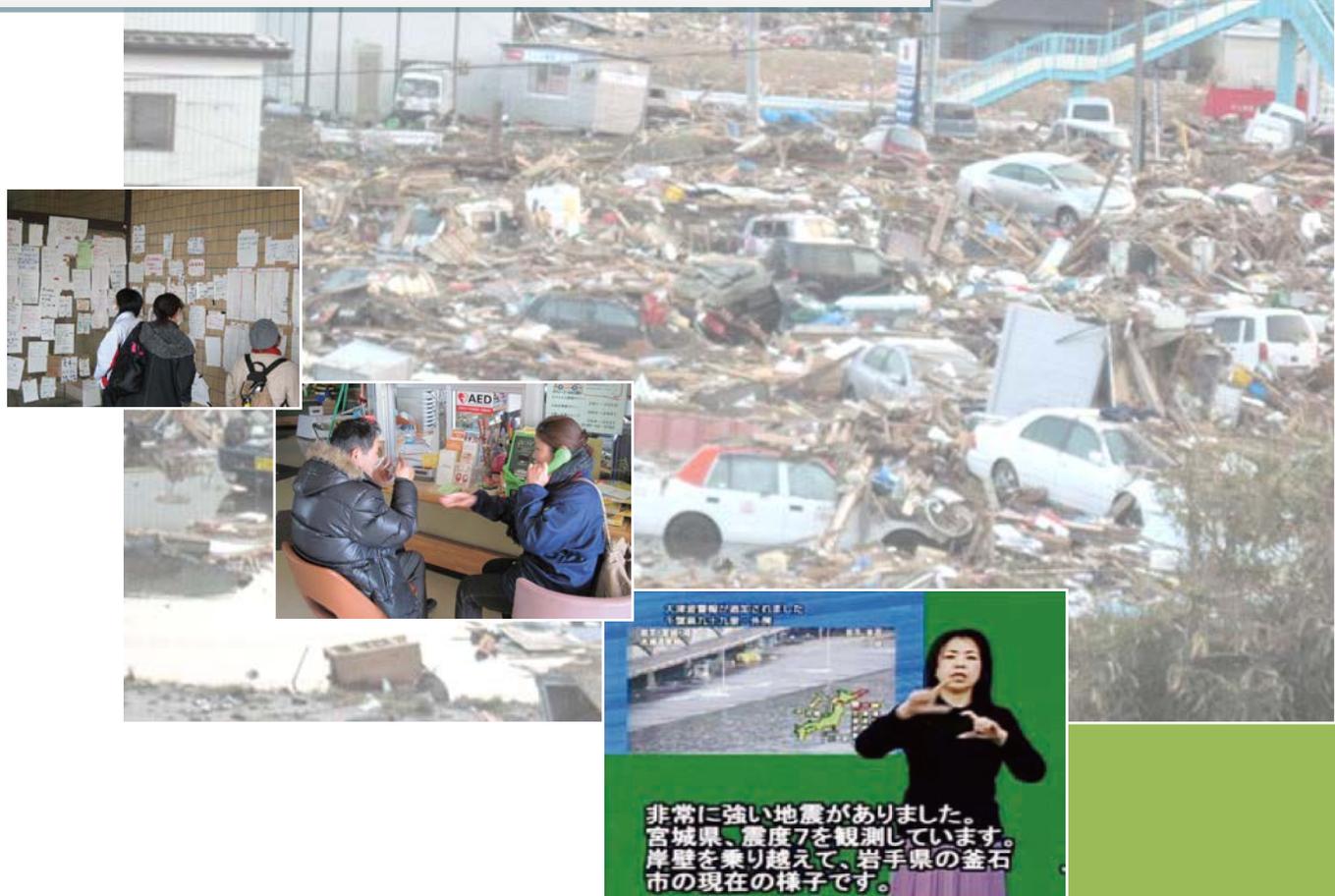


聴覚障害者 災害時初動・安否確認 マニュアル



《聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアルの活用》

このマニュアルは災害が生じた時に、聴覚障害者の命や生活を守るために何をすべきかを解説しています。具体的には、次のような活用例が考えられます。

地域の聴覚障害関係団体で

- 多くの人に読んでもらえるよう関係団体のウェブサイトで公開
- このマニュアルを使った防災学習会の開催
- 都道府県、市町村、町内会や自治会等に提供して、地域での聴覚障害者への配慮を要請
- このマニュアルを基に、各地域の事情、具体的内容を踏まえた「地域マニュアル」の作成

自治体（都道府県・市町村）で

- 行政の防災計画での活用
- 自治体ウェブサイトに掲載

●本文中の□の利用法について

- 災害救援体制を構築する時に□に✓を入れて確認
- 平常時の防災活動を実施する際に□に✓を入れて確認
- は参考例であり、現状に合わせて活用

もしもの
災害時に

こんなことに

聞こえない人・聞こえにくい人は **困ります**

- 防災無線や広報車、館内アナウンスの音が聞こえません
- テレビに、字幕・手話がないと災害のようすがわかりません
- 避難先で、物資や食糧の配給など、大切な連絡や情報が伝わりません
- ほかの人から見て、聞こえないことがわからないので、声をかけられても「知らん顔をしている」と誤解されることがあります
- 夜間に停電になると、手話や筆談で話すことができず、とても不安です



字幕・手話がないテレビでは
情報がわかりません。



聞こえない人・聞こえにくい人は **願っています**



- 手話ができなくても、筆談や口をゆっくり動かして、情報を伝えてください
- 避難のとき、聞こえないらしい人を見つけたら、誘って一緒に逃げてください
- アナウンスの内容を紙に書いて、すぐに掲示板などに貼り出してください
- 相談受付などに一緒に行ってください
- テレビに字幕と手話を表示する「アイ・ドラゴン3」を避難所や公共施設などに置いてください



聴覚障害者

災害時初動・安否確認

マニュアル

聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル

目 次

聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアルの活用

I	はじめに	1
1.	東日本大震災と聴覚障害者	
2.	マニュアルの目的	
3.	聴覚障害者の防災・災害対策の考え方	
	(1) 地域住民の安全を守る責任主体を明確に	
	(2) 災害発生時における聴覚障害者支援のポイント	
	(3) 日常的な防災体制におけるポイント	
II	初動対応	4
1.	「聴覚障害者災害救援現地本部」について	
	(1) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の設置	
	(2) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の体制と役割	
	(3) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の想定される活動の内容	
	(4) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の備品	
2.	「聴覚障害者災害救援現地本部」のネットワークの構築	
	(1) 「聴覚障害者災害救援中央本部」について	
	(2) 「聴覚障害者災害救援地域本部」について	
III	安否確認	17
1.	安否確認とは	
2.	安否確認の準備	
	(1) 平常時の名簿の整備	
	(2) 災害時の名簿の整理	
3.	安否確認の実施	
	(1) F A X・メール等による安否の問い合わせ	
	(2) 戸別訪問	
	(3) 避難所訪問	
4.	安否確認の集約	
5.	安否確認ができた人名の公表	



IV 「現地本部」構成団体の平常時の取り組み 25

1. 構成団体としての組織内部の取り組み
2. 自治体への要請活動
3. 地元テレビ局への要請活動
4. 災害時に支援を受けるための事前準備の周知
5. 災害時の情報取得の方法の周知
6. 防災知識の普及

V 聴覚障害者自身の災害への備え 28

1. 東日本大震災の経験から
2. 自分・家族の身を守るために
3. 聴覚障害者自身の平常時の取り組み
 - (1) 災害時への備え
 - (2) 携帯電話メール、スマートフォンでの緊急情報活用の準備・訓練
 - (3) 居住地自治体の防災対策の把握
 - (4) 聴覚障害者情報提供施設の利用
 - (5) 手話通訳者、要約筆記者、聴覚障害者相談員の利用
 - (6) 人とのつながり
 - (7) 「目で聴くテレビ」受信の勧め

資料

- 1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの 資料 1
- 2 「社団法人 東京都聴覚障害者連盟」の防災活動 資料 15
- 3 厚生労働省通知文（聴覚障害者関係のみ） 資料 24
- 4 「東日本大震災」で被災した聴覚障害をもつ高齢者・重複障害者の受け入れについて（2011年4月13日付） 資料 33
- 5 聴覚サポート「なかま」：日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会 .. 資料 34
- 6 「目で聴くテレビ」の災害時の放送と情報提供 資料 35
- 7 「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動」 資料 38

はじめに



1. 東日本大震災と聴覚障害者

2011年3月11日に東日本大震災が発生しました。死者1万5845人、行方不明3375人、建物の全壊12万8479戸、半壊24万2513戸、全国の避難者数33万7819人(内閣府(2012.1.24)『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について』)。これほどの大惨事が起こると誰が想像したでしょうか。しかし、これが事実なのです。

さらに、障害者にとって、いっそう厳しい現実が突きつけられています。NHK福祉ネットワーク取材班による東日本大震災で深刻な被害を受けた沿岸部30市町村の集計によれば、総人口に対する全体の死亡率は1.03%でしたが、障害者の死亡率は2.06%、聴覚障害者の死亡率も2.00%でした。つまり、聴覚障害があると死亡する確率が一般の2倍となっていたというのです(『ノーマライゼーション』2011年11月号)。聴覚障害者は津波警報が聞こえなかったために、犠牲になった人が多くなったのかもしれませんが。災害発生時の情報・コミュニケーション支援の重要性を痛感します。

一方で、近所の人がかけてつけてくれて、逃げのびた人もいます。しかし、命が助かっても、避難所や自宅での生活が困難を極めます。避難所で情報提供がなく食料や支援物資を受け取ることができない人、周りに手話や筆談で話す人がいなくて孤独に陥り、精神的に不安になっていた人、手話通訳がなく被災者支援を受けられない人等も実際にいました。

首都圏でも停電や情報入手の困難、交通機関の混乱などのため、多くの聴覚障害者が不安な状態に置かれました。

2. マニュアルの目的

この『聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル』は、上記のような問題にどのように対処すればいいのか、どのような準備をすればいいのかを記した聴覚障害者のための災害対策マニュアルです。災害対策として最も重要なことは、災害から命をどのように守るかです。

そのために、本マニュアルでは、以下の点について解説します。

- 聴覚障害関係支援団体は最初にどのように行動すればよいのか
- 聴覚障害者の安否確認をどのように行うのか
- 災害発生時に聴覚障害者はどのように行動すればよいのか
- 聴覚障害関係支援団体は平常時にどのような取り組みをしたらよいのか
- 聴覚障害者自身は平常時よりどのような準備をしたらよいのか

本マニュアルの利用対象は主に聴覚障害関係支援団体を想定していますが、都道府県・市町村の障害福祉担当部局、災害対策担当部局の担当の方にも、聴覚障害者の災害対策として役立てていただきたいと思います。

また聴覚障害者にも、これを参考に、災害に備えていただけるように工夫しました。

なお、震災時の聴覚障害者への救援体制について、本マニュアルでは、災害現地組織、現地組織をバックアップする全国組織、全国組織と協働して現地組織を側面支援する地域組織を立ち上げ、聴覚障害者の救援にあたる構成にしてあります。

マニュアル文中では上記各救援組織について下記の名称にしましたので、念頭に置いてお読みください。

- 聴覚障害者災害救援現地本部（以下「被災現地本部」）… 被災都道府県の
聴覚障害者の救援本部
- 聴覚障害者災害救援中央本部（以下「中央本部」）… 全国的な聴覚障害者の救援本部
- 聴覚障害者災害救援地域本部（以下「地域本部」）… 被災地外都道府県の
聴覚障害者の救援本部

3. 聴覚障害者の防災・災害対策の考え方

（1）地域住民の安全を守る責任主体を明確に

防災・災害対策の責任主体は、「災害対策基本法」第5条の通り、国及び地方自治体にあります。災害時に行政機能が喪失した場合、災害弱者である障害者には施策が十分に届かない可能性があります。官民一体となつての支援体制を組むことも大切です。

（2）災害発生時における聴覚障害者支援のポイント

①支援ニーズの変化への即応が重要

災害時の支援は、変化するニーズに対応したものでなければなりません。

- ・災害発生直後の安否確認と支援ニーズの把握
- ・一次避難所や二次避難所（仮設住宅等）などでの避難生活への支援
- ・本格的な生活復興に向けた暮らしの立て直しのための支援

②情報・コミュニケーション支援と相談支援との一体的提供が重要

災害時の支援は、手話通訳・要約筆記などの情報・コミュニケーション支援と生活再建に向けた相談支援が一体的に提供される必要があります。

（3）日常的な防災体制におけるポイント

①防災・災害情報の伝達体制の整備

災害時の聴覚障害者への情報発信には携帯電話や文字付防災無線などの緊急発信システムの整備が必要です。

②聴覚障害者支援のための福祉制度の充実が重要

手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者派遣、盲ろう者通訳・介助者派遣などのコミュニケーション支援制度、聴覚障害者情報提供施設、ろう重複障害者やろう高齢者のための支援施設の整備が重要です。

③聴覚障害者情報提供施設の整備

全都道府県に聴覚障害者情報提供施設を設置し、災害時に救援の核となるように場所や人員、情報機材等を提供できる体制にすることが重要です。

④地域社会の福祉力向上を

当事者である聴覚障害者団体や手話サークル・要約筆記サークルなど関係団体、地域住民との“つながり”の形成が重要です。



- 聴覚障害者団体事務所
- 公共施設
- その他 ()

⑤ 運営費の確保

《想定される支出》

<短期的支出>

- 事務所維持用品
- 初動・安否確認に必要な機器・事務用品 (P10 参照)
- 初動・安否確認要員・事務局員の食費・宿泊代等
- 安否確認行動費 (ガソリン代・交通費等)
- その他 ()

<長期的支出>

- 活動諸経費
- 本部運営費用 (専従役職員の給料・通信費・消耗品費等)
- その他 ()

《想定される収入》

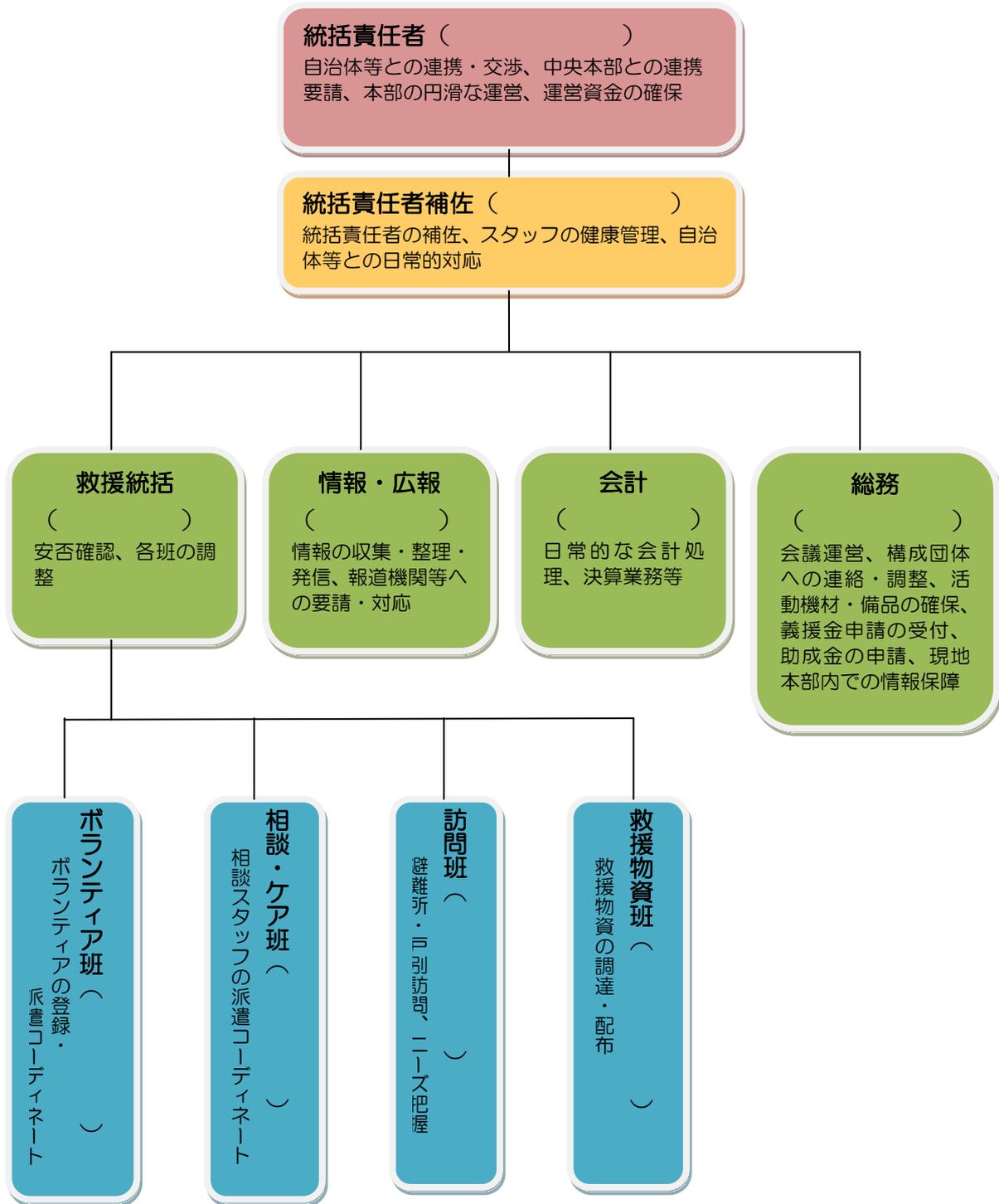
- 短期的には構成団体に持ちより
- 「中央本部」に支援金を要請
- 助成団体に助成申請
- 自治体に補助金を要請
- 寄付金
- その他 ()

⑥ 設置の周知

- 構成団体のホームページ等に掲載
- 会員に連絡 (FAX・メール等)
- 「中央本部」への連絡 (「地域本部」へは「中央本部」から連絡)
- 自治体 (都道府県・市町村) への連絡
- 関係団体 (社会福祉協議会・身体障害者団体等) への連絡
- 「目で聴くテレビ」への情報提供
- マスコミへの情報提供

(2) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の体制と役割

「被災現地本部」体制図（例）



(3) 「聴覚障害者災害救援現地本部」の想定される活動の内容

活動の内容		具体的な活動項目
1. 災害や支援に関する情報の収集と発信	災害や支援に関する情報の収集	<input type="checkbox"/> TV・ラジオ・インターネット・新聞等による情報収集 (被災状況の確認、ライフラインの状況、国・自治体の動き) <input type="checkbox"/> 各構成団体による情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体情報の収集 (ライフライン、避難所等、障害者支援の確認) <input type="checkbox"/> 「中央本部」からの情報収集 <input type="checkbox"/> 関係団体からの情報収集 <input type="checkbox"/> 被災状況についての現地調査
	災害や支援に関する情報の発信	<input type="checkbox"/> ニュースの作成・配布 (P 9 参照) <input type="checkbox"/> ホームページへの掲載 (動画含む) <input type="checkbox"/> 「目で聴くテレビ」への情報提供 <input type="checkbox"/> メーリングリスト、ブログ、フェイスブック、ツイッター等の活用 <input type="checkbox"/> 文字・手話による情報発信団体の紹介
2. 聴覚障害者・関係者の安否確認		<input type="checkbox"/> 安否確認の準備 <input type="checkbox"/> 安否確認の実施 <input type="checkbox"/> 安否確認の集約 <input type="checkbox"/> 安否確認ができた人名の公表 (詳細は P 17~24 参照)
3. 被災聴覚障害者のニーズ把握・支援	被災聴覚障害者のニーズ把握	<input type="checkbox"/> 会員のニーズ把握 <input type="checkbox"/> 非会員のニーズ把握 (安否確認時等) <input type="checkbox"/> 支援者からの情報提供によるニーズ把握 <input type="checkbox"/> 自治体との連携によるニーズ把握 ① 郵送調査 ② 訪問調査
	被災聴覚障害者に対する支援	<input type="checkbox"/> 相談・ケア班による支援 (役所の担当窓口等の専門機関につなぐ) <input type="checkbox"/> 聴覚障害者の心のケア <input type="checkbox"/> 情報提供等のための集会・学習会の開催 <input type="checkbox"/> イベントの開催 (支援活動の周知や被災者ケア等)
4. 自治体 (都道府県・市町村) に対する要請	情報保障・コミュニケーション支援	<input type="checkbox"/> 被災自治体への手話通訳者・要約筆記者・聴覚障害者相談員等の設置の要請 <input type="checkbox"/> 避難所での情報保障の要請 <input type="checkbox"/> 公共施設・避難所へのアイ・ドラゴン (P 16 参照) の設置の要請 <input type="checkbox"/> 生活再建に向けての手続き等におけるコミュニケーション支援の要請 <input type="checkbox"/> 行政窓口の F A X 番号・E メールアドレスの明記の要請
	「被災現地本部」への支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳所持者名簿の開示要請 <input type="checkbox"/> 災害者要援護者名簿の開示要請 <input type="checkbox"/> 情報提供の要請 <input type="checkbox"/> 資金提供の要請 <input type="checkbox"/> 活動拠点の提供・整備の要請 <input type="checkbox"/> ニーズ調査の要請

5.	報道機関等への要請・対応	<input type="checkbox"/> 報道にあたっての聴覚障害者への配慮の要請（字幕・手話の付与） <input type="checkbox"/> 「目で聴くテレビ」への情報提供 <input type="checkbox"/> 「被災現地本部」活動の周知（TVニュースや新聞記事等での紹介を要請） <input type="checkbox"/> 報道機関の取材協力
6.	助成団体への申請	<input type="checkbox"/> 助成金の申請 <input type="checkbox"/> 物資の提供依頼（衣類、食品、通信機器、自動車等）
7.	構成団体内の連絡・調整	<input type="checkbox"/> インターネット環境の整備 <input type="checkbox"/> 「被災現地本部」用のメーリングリスト等連絡網の作成 <input type="checkbox"/> 定期的な協議
8.	「聴覚障害者災害救援中央本部」との連絡・調整	<input type="checkbox"/> 情報の共有 <input type="checkbox"/> 連絡・協議 <input type="checkbox"/> 支援金の要請 <input type="checkbox"/> 必要物資の要請 <input type="checkbox"/> 義援金の申請受付
9.	関係団体との連絡・調整	<input type="checkbox"/> 都道府県レベルの身体障害者団体、日本障害フォーラム（JDF）、他の関係団体及び支援団体との情報交換等 <input type="checkbox"/> 要援護者名簿開示団体への情報提供の依頼（社協等）
10.	救援物資の調達・配布	<input type="checkbox"/> 物資のニーズ把握・調達方法の確認 <input type="checkbox"/> 物資の調達・管理（保管場所の確保・出入帳簿の作成） <input type="checkbox"/> 聴覚障害者に必要な物資の配布（補聴器の電池等） <input type="checkbox"/> 配送手段の確保（自動車、バイク、自転車等）
11.	ボランティアの組織化・受け入れ	<input type="checkbox"/> 構成団体会員 <input type="checkbox"/> 現地ボランティアセンターからの派遣 <input type="checkbox"/> 地元学生 <input type="checkbox"/> 被災地域以外からのボランティア <input type="checkbox"/> 「中央本部」から派遣するボランティア ※ボランティアの受け入れについては「被災現地本部」の方針による
	ボランティアの種別	

<p>11. ボランティア の組織化・ 受け入れ</p>	<p>ボランティアの 受け入れ体制・ 活動手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ボランティア登録・名簿整理・保険加入の確認 □ボランティアの移動手段・宿泊場所の確保 □ボランティアの班編成（リーダー・記録連絡係の配置、必要物資の確認等） □1日の活動スケジュールの作成 □現地状況、活動内容、心構えの説明 □活動報告書の作成、健康チェック □引き継ぎ
--	-------------------------------------	--

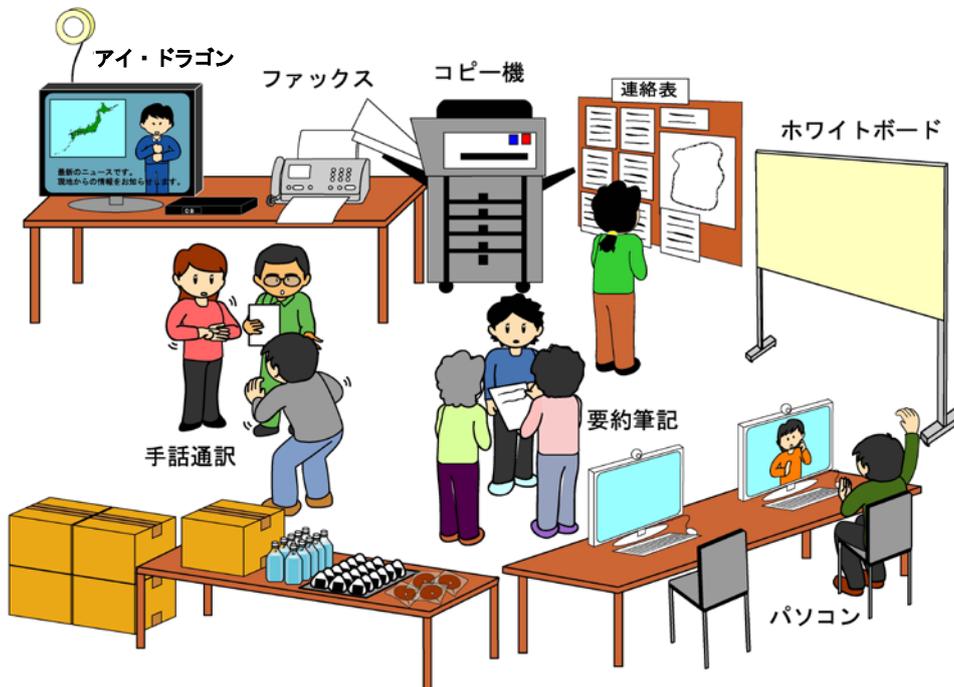
《参考：東日本対震災において被災現地本部が発行したニュース》

(4)「聴覚障害者災害救援現地本部」の備品

「被災現地本部」を設置するにあたり、最低限必要と考えられる備品の参考例です。

		チェック		チェック
備蓄	飲料水（3日分）		本部備品	テレビ、アイ・ドラゴン（P16 参照）
	食料（3日分）			FAX・電話
	ヘルメット			携帯電話・充電器
	寝袋			パソコン
	充電機能付懐中電灯			プリンター・コピー機
	電池・補聴器電池			デジタルカメラ
	非常用携帯電話充電器			ビデオカメラ
	充電機能付携帯ラジオ			時計
	簡易自家発電機			机・椅子
	無停電電源装置			ホワイトボード
	トイレットペーパー			事務用品
	カセットコンロ・ガスボンベ			プロジェクター
	紙食器（コップ・皿）			延長コード
	割り箸・ラップ等			磁気ループ
救援時使用物	身分証、腕章、ゼッケン		筆談器・事務用品・掲示用模造紙	
	救援連絡カード（P20 参照）		地図	
	避難所配布チラシ（P20 参照）		軍手・ヘルメット・懐中電灯	
	聞き取りシート（P21 参照）		救急箱	

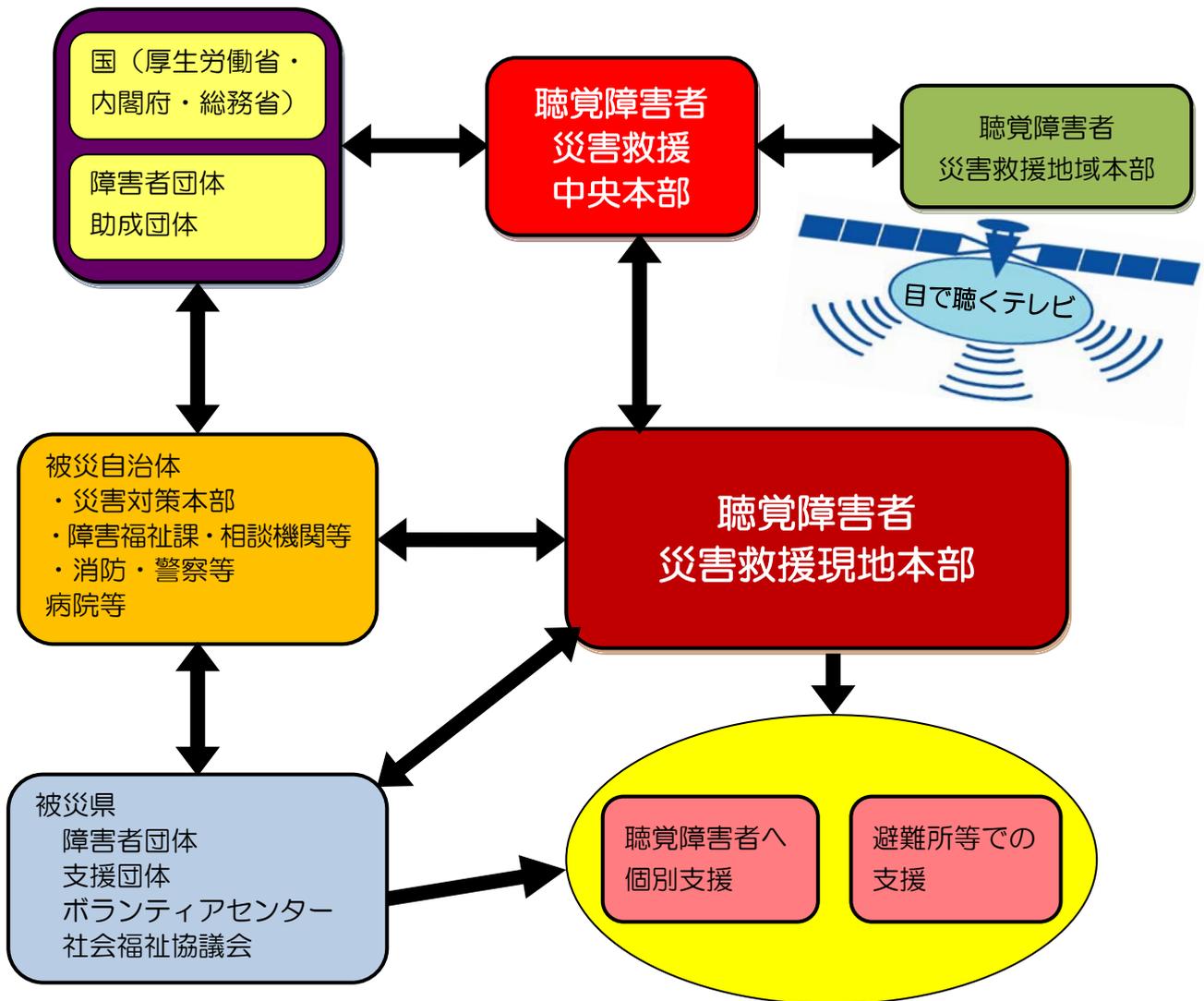
聴覚障害者災害救援現地本部イメージ



2. 「聴覚障害者災害救援現地本部」のネットワークの構築

大規模な災害が発生した場合、「被災現地本部」だけでは対応は困難です。全国的な支援をまとめる「中央本部」をはじめ、「地域本部」、自治体、その他の団体とネットワークを組み、聴覚障害者の支援に取り組みましょう。

また被災地の情報を被災者に伝えるとともに、全国に災害の状況を伝え救援活動の取り組みを進めるため、手話と字幕を付与した「目で聴くテレビ」での情報提供も重要です。



● 救援本部の組織の名称

- 聴覚障害者災害救援現地本部（以下「被災現地本部」）… 被災都道府県の聴覚障害者の救援本部
- 聴覚障害者災害救援中央本部（以下「中央本部」）… 全国的な聴覚障害者の救援本部
- 聴覚障害者災害救援地域本部（以下「地域本部」）… 被災地外都道府県の聴覚障害者の救援本部

(1)「聴覚障害者災害救援中央本部」について

①構成団体

以下のような団体が考えられます。(略法人格)

- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 全国手話通訳問題研究会
- 日本手話通訳士協会
- 全国要約筆記問題研究会

②協力団体

以下のような団体が考えられます。(略法人格、五十音順)

- 全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会
- 全国手話研修センター
- 全国聴覚障害教職員協議会
- 全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- 全国盲ろう者協会
- 全国盲ろう難聴児施設協議会
- 全国ろうあヘルパー連絡協議会
- 全国ろう学校長会
- 全国ろう重複障害者施設連絡協議会
- 聴覚障害者の医療に関心を持つ医療関係者のネットワーク
- 日本財団
- 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会
- CS障害者放送統一機構

※上記は「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」の協力団体です。

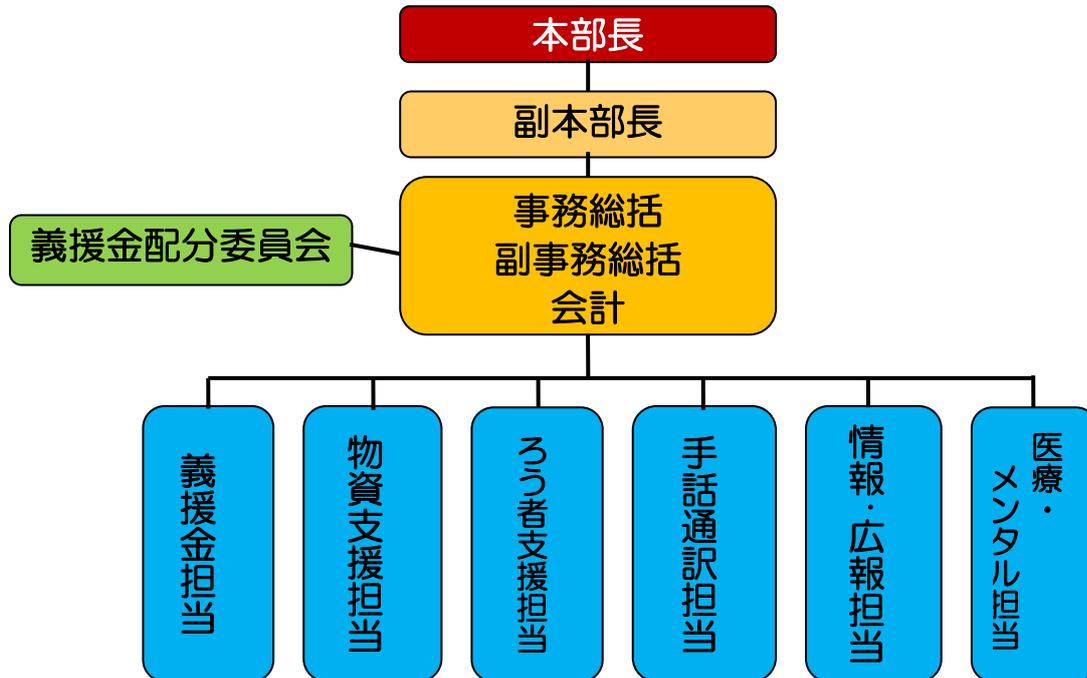
東日本大震災における協力団体の活動

- 協力団体は「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」と情報交換しつつ被災者支援を行うとともに、スタッフとなり救援の実務を担いました。
- 「全国ろう重複障害者施設連絡協議会」と「全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会」は被災県からのろう重複障害者・ろう高齢者の受け入れ施設と受け入れ可能数を決め、「東日本大震災聴覚障害者災害救援中央本部」を通して被災県に情報提供しました。(P資料 33 参照)
- 「日本財団」がスポンサーとなり「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」が被災地の現地本部に常駐者を派遣して、関係機関と連携しながら「聴覚障害を持つ被災者への心のケアプロジェクト」事業を実施しました。(P資料 34 参照)

③組織

東日本大震災では下記体制でその役割を遂行しました。

「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」組織図



④役割

災害や支援に関する情報の収集と発信

《情報収集》

- 「被災現地本部」の状況の把握
- 新聞等マスコミからの情報収集
- 国・関係団体からの情報収集

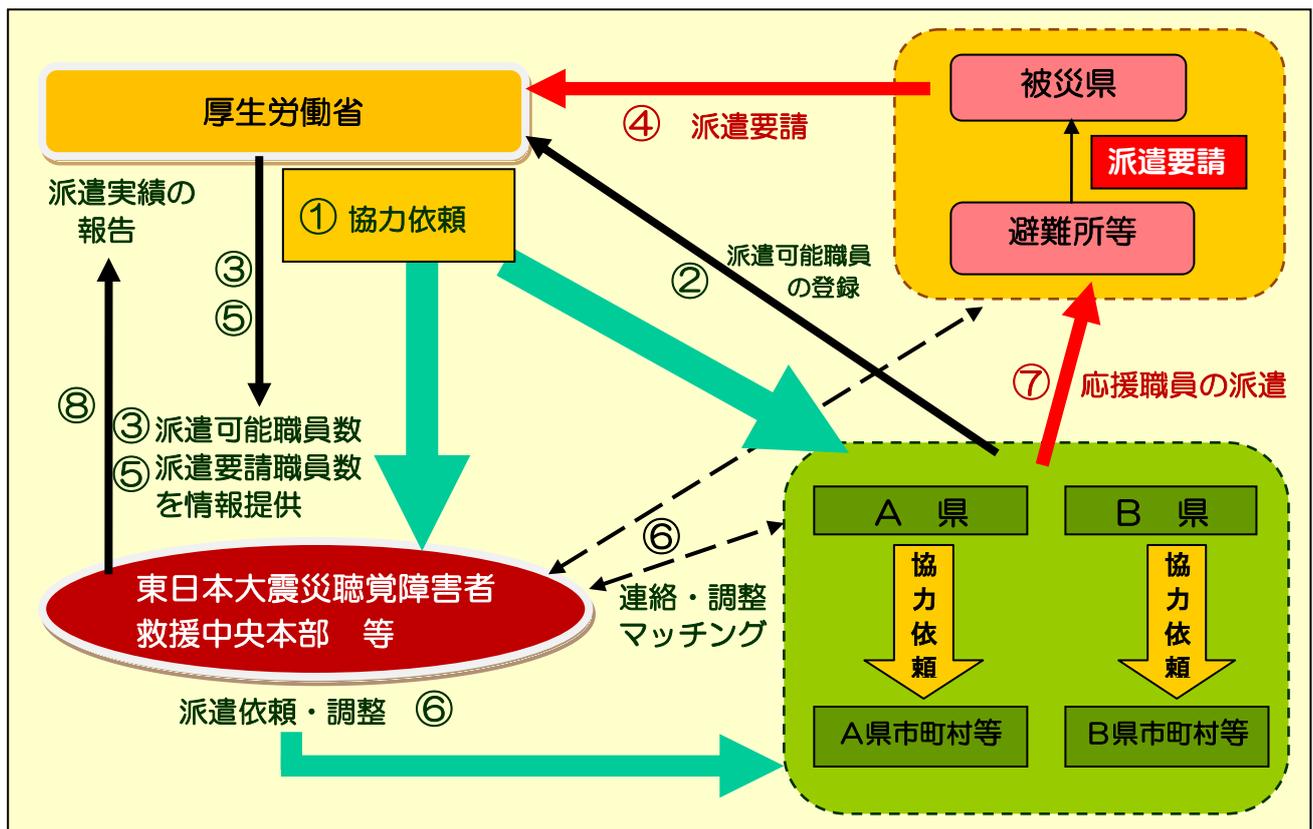
《情報発信》

- ホームページでの情報発信（国内外）
- 構成団体の機関誌での周知
- 「災害ニュース」・「義援金ニュース」の発行による周知
- 「目で聴くテレビ」による情報発信
- 全国規模の集会での震災コーナーの設置
- パネル・ポスター・チラシ等の作成、貸出（P資料 38-46 参照）
- 災害関連集会の開催
- 「被災現地本部」からの要請に対応
 - 「被災現地本部」の要請による支援物資の収集、運搬、発送
 - 「被災現地本部」に助成団体の情報を提供
 - 「被災現地本部」の要請によるボランティアの派遣
 - 「被災現地本部」の要請による聴覚障害者に対応できる医療・ケアチームの派遣

- 「被災現地本部」と連携しての被災者支援イベントの開催
- 報道機関への要請・対応
- テレビ局に対して災害番組への字幕・手話通訳付与の要請
- 義援金（対象：聴覚障害者）、支援金（「被災現地本部」・「中央本部」の活動費）の募金及び配分（義援金配分委員会の設置）
- 助成団体への活動資金の申請
- 全国的な「地域本部」の立ち上げ
- 全国組織を持つ障害者団体との連携
- 国への要請・対応
 - 関係省庁へ被災聴覚障害者への支援要請
 - 関係省庁へ被災地自治体への被災聴覚障害者支援対策指示の要請
 - 関係省庁への「中央本部」の支援活動（「現地本部」含む）の情報提供
 - 関係省庁へ「中央本部」会議への出席を要請し情報を共有し連携を強化する
 - 首相官邸での政府記者会見への手話通訳・字幕付与の要請
 - 政府発行の被災者支援のための各種情報パンフレット掲載機関・団体のFAX番号付与の要請
 - CS障害者放送統一機構による「目で聴くテレビ」の災害時の手話・字幕放送への公的助成措置を要請
- 厚生労働省との連携による手話通訳・要約筆記・聴覚障害者相談員等の被災地自治体への公的派遣（下図参照）

《手話通訳者等の公的派遣システム》

2011年3月30日付厚生労働省通知より



平常時の国との協議事項

災害時に聴覚障害者の命と生活を守るためには、平常時より担当省庁と以下の点を協議する必要があります。

1. 災害時の身体障害者手帳所持者名簿開示に係る個人情報保護法の改正
2. 災害時の聴覚障害者への情報提供等支援の拠点ともなる、聴覚障害者情報提供施設の全都道府県・政令指定都市への設置
3. 聴覚障害者情報提供施設の業務に緊急時の対応を規定
4. 都道府県、市町村の防災計画策定時における障害当事者団体の参画
5. 災害時の障害当事者支援団体への活動助成制度の策定
6. 災害時に補完放送を実施しているCS障害者放送統一機構「目で聴くテレビ」に対する公的助成措置
7. 官公庁の広報やホームページにある連絡先へのFAX番号・Eメールアドレス記載の義務化
8. すべてのテレビ番組への手話・字幕付与の義務化

(2) 「聴覚障害者災害救援地域本部」について

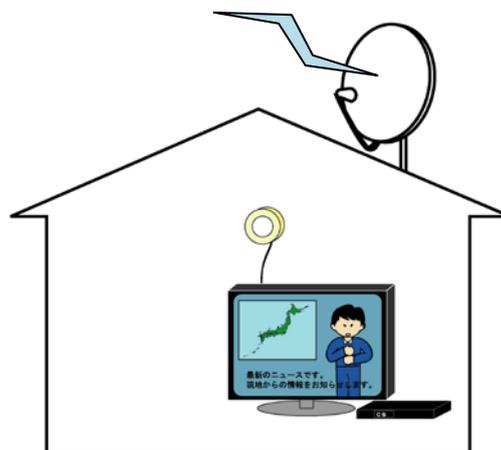
- 「中央本部」からの指示により被災地以外の都道府県に「地域本部」を設置
- 義援金の募金
 - 街頭募金
 - 機関紙誌での呼びかけ
 - イベント・学習会等での募金
- 義援金配分の受付（被災者が避難している場合）
- 調査・支援（被災者が避難している場合）
- 「中央本部」の要請による被災者支援
- 物資支援

「目で聴くテレビ」(特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構)

「目で聴くテレビ」は、1995年の阪神淡路大震災の教訓をふまえ、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが中心となり、1998年からCS放送をスタートしました。聴覚障害者自身がディレクター、キャスターやカメラマンとして番組制作に参加し、ニュースや地域の話から、文化・スポーツ、手話学習など、手話と字幕で、さまざまな番組を放送しています。

災害時には、いち早く緊急災害放送の体制をとり、「アイ・ドラゴン3」へ緊急信号を発信、光警報機を点滅させ、放送中の場合は、番組を緊急災害放送に切り替え、NHK総合テレビの災害放送特別番組などに、可能な限り迅速に、リアルタイム字幕・手話を付与します。また、災害に強い衛星放送の特性を生かして、衛星中継車を被災地に派遣して、被災地からの状況を全国に伝えたり、被災地の生活情報を詳しく伝えているFM放送の内容を字幕と手話で放送することで、災害時の聴覚障害者の情報保障の一翼を担っています。また、静岡県とは、災害時の「目で聴くテレビ」への情報提供についての協定を結んでいます。

「目で聴くテレビ」を見るための専用受信機「アイ・ドラゴン」は、厚生労働省日常生活用具(聴覚障害者用情報受信装置)として指定されており、市区町村の福祉窓口申請すると給付されます。年間視聴料は、2012年3月現在、6,300円(消費税込)です。



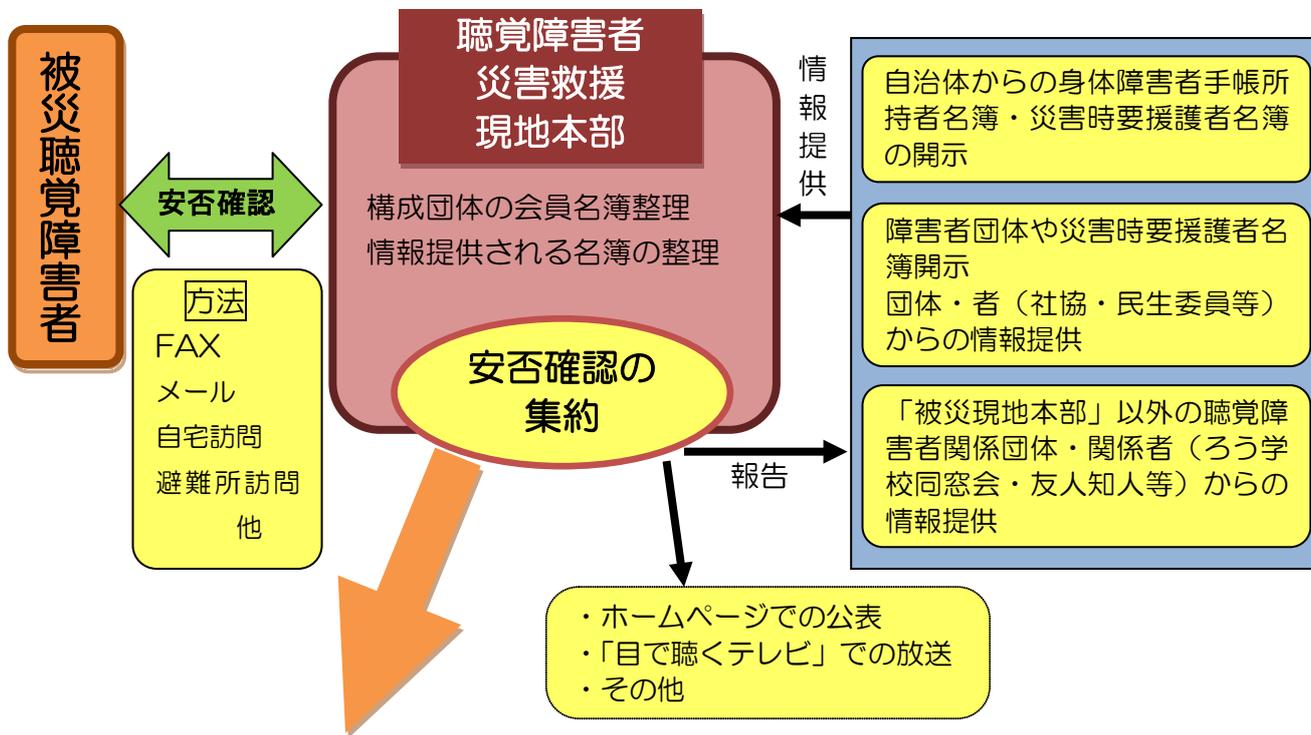
III 安否確認



1. 安否確認とは

安否確認とは、災害発生後に家族や親戚、友人、学校の生徒、関係団体の会員等が無事か否か、被災状況等を確認することをいいます。災害は人命に大きくかかわることが予想されますので、安否確認は第一優先の災害対応です。

<安否確認の流れ>



安否が確認された後の対応

安否確認をし、その聴覚障害者が困っている場合には適切な支援に結びつける必要があります。

- 本人が求める場合、避難所や近隣の方等に情報保障を依頼
- 手話通訳者・要約筆記者や聴覚障害者相談員等による情報・コミュニケーション支援の利用の促進
- 継続的な支援が必要だと考えられる場合には、適切な専門機関や当事者団体・手話サークル等につなげるとともに、近隣の人等に見守りや情報提供を依頼
- 安否が確認された被災者に対しての生活再建、および相談支援の情報提供

2. 安否確認の準備

(1) 平常時の名簿の整備

- 「被災現地本部」構成団体における安否確認の方法について協議
- 会員加入時に、氏名・住所だけでなく F A X、携帯メール、非常時の連絡先等、情報公開の許可を得て把握
- 名簿のバックアップと2ヶ所で保管
- 聴覚障害者情報提供施設に、利用者の個人情報公開の許可の要請
- 構成団体以外の聴覚関係団体(例：ろう学校同窓会等)に災害時の名簿提供を申し入れ
- 非会員の安否確認について自治体と事前協議

(2) 災害時の名簿の整理

- 各構成団体より「被災現地本部」に会員名簿の提出
- 市町村の福祉課への身体者手帳所持者名簿及び災害時要援護者名簿の開示依頼
- 「被災現地本部」が災害時要援護者名簿の開示団体に指定されていない場合は、災害時要援護者名簿開示団体(社会福祉協議会、民生・児童委員協議会等)に情報提供を依頼
- ろう学校卒業生(同窓会)名簿の提出依頼
- 設置通訳者からの情報提供
- 聴覚障害者・関係者からの情報提供

3. 安否確認の実施

(1) F A X・メール等による安否の問い合わせ

①方法

- メールリングリスト
- 戸別の F A X
- パソコンメール・携帯メール
- 電話

②問い合わせ内容

- 安否
- 被災状況
- 所在地
- 支援要望

☆一般に災害時は公衆電話が最も通じやすく、次いで携帯メール、固定電話、携帯電話の順で通じやすいとされています。よりつながりやすい手段を試みましょう。

☆公衆電話の場所は事前に「公衆電話チズ」<http://www.telmap.net/map> で確認しましょう。

☆携帯電話用の充電機等を準備しましょう。

(2) 戸別訪問（自宅や親戚・友人の家等の指定場所）

- 連絡先が住所のみの人
- 安否の問い合わせに返事がなかった場合
- 安否の問い合わせに返事があったが様子を把握できない場合
- 安否の問い合わせの返事で助けを求められた場合
- 訪問時には「被災現地本部」の連絡先と訪問目的を記載した「救援連絡カード」（P20 参照）を手渡し、支援情報を提供
- 不在の場合には「救援連絡カード」をポスト等に入れて、支援情報を提供
- 安否だけでなく、困りごとを聞いて支援
- 訪問結果は「聞き取りシート」（P21 参照）を作成して整理・支援
- 安否確認後に転居の場合は「被災現地本部」に連絡するように依頼

☆緊急の場合なので、事前連絡なしでの訪問もやむをえません。

☆訪問はグループで行いましょう。

☆訪問時は身分証を携帯するとともに「聴覚障害者救援」の腕章やゼッケン等を着けましょう。

(3) 避難所訪問

- 避難所等の運営者に「聴覚障害者の在・不在」を確認
- 「被災現地本部」連絡先等を記載した避難所配布チラシ（P20 参照）を避難所の運営者に渡す
- 「聴覚障害の方いますか」などを書いた紙を持って避難所を巡回
- 聴覚障害者がいた場合は「被災現地本部」の連絡先と訪問目的を記載した「救援連絡カード」（P20 参照）を手渡し、支援情報を提供
- 訪問結果は「聞き取りシート」（P21 参照）を作成して整理・支援
- 安否確認後に、避難所を移動した場合は「被災現地本部」に連絡するよう依頼

☆避難所訪問はグループで行いましょう。グループは「聴覚障害者救援」の腕章やゼッケン等、目立った服装をすることで、聴覚障害者や関係者に気づくよう工夫が必要です。

☆避難所運営者に対して避難者名簿に障害や支援要望の記載欄を設けるよう依頼しましょう。

☆被災地が広域の場合は、全部の避難所を訪問することは困難なので、決して無理はせず、まずは行ける範囲の避難所から訪問しましょう。

☆避難所を訪問し、他の障害者の情報を得た場合は、関係団体に連絡しましょう。他の障害者団体とのネットワークの構築が大切です。

☆要援護者のためには福祉避難所が指定されています。しかし、聴覚障害被災者に対応した施設になっていない所が多いようです。

<参考例：「被災現地本部」の連絡先と訪問目的を記載したカード>

救援連絡カード	
～聴覚障害者の皆さんの状況確認のために訪問しています～	
聴覚障害者災害救援現地本部 わたしは _____ です。	
お困りのことや手話通訳の派遣などについて、依頼がありましたら、 下記へご連絡ください。転居の場合もご連絡ください。	
連絡先：聴覚障害者災害救援現地本部	
住 所	_____
FAX	_____ 電話 _____
メールアドレス	_____

<参考例：避難所配布チラシ>

避難所に聴覚障害者が来た場合のお願いです	
■情報は紙に書いて貼り出してください 音声によるお知らせ(情報)は聞こえません。 給水や食事の配給、病院のお知らせなど避難所全体にお知らせをする ときは、太いマジックペンなどで紙に大きく書いて貼り出してください。	
■正しく内容を伝えるため、筆談をお願いします。 丁寧な文章より、箇条書きなどにするとわかりやすいです。	
■聞こえない人が来た時には、ご一報ください	
	
連絡先：聴覚障害者災害救援現地本部	
住 所	_____
FAX	_____ 電話 _____
メールアドレス	_____

<参考例：聞き取りシート>

聞き取りシート

訪問日時	年 月 日 () 時～ 時
訪問者氏名	
記録者氏名	

氏名				コミュニケーション手段	手話・筆談・()
現住所					
避難先					
連絡先	FAX		電話		
携帯メール					
家族				続柄 ()	聴覚障害者・健聴者
連絡先	FAX		電話		
携帯メール					

<p>■体の調子 (良好・けが・病気・通院有無・服薬有無)</p> <p>(症状)</p>
<p>■被害の状況</p> <p><input type="checkbox"/>住まい (一戸建・集合住宅) (生活可・生活不可)</p> <p>(損壊なし・一部損壊・半壊・全壊・浸水)</p> <p>(状況)</p>
<p><input type="checkbox"/>車 (使用可・使用不可)</p> <p>(状況)</p>
<p>■仕事 (自営・雇用)</p> <p>(状況)</p>
<p>■困っていること、助けてほしいこと</p>
<p>■個人情報開示について 可・否・その他</p>
<p>■備考</p>

4. 安否確認の集約

- 氏名、性別、年齢、被災前住所、現在の所在地（確認日記載）を整理
- 構成団体による集約した名簿の確認
- 戸別訪問、避難所訪問については、次の支援につなげるために「聞き取りシート」を整理

5. 安否確認ができた人名の公表

- 名簿提供団体への報告
- 確認できた人名は「現地本部」のホームページで公開。漢字で確認できたら「漢字」で、確認できない場合は「カタカナ」で公開
- 「目で聴くテレビ」で放送

安否確認の際には**個人情報の取り扱い**に注意が必要です！！

- 利用目的（災害時の安否確認を含む）を明確にし、本人にその利用目的を伝える。
- 緊急時の例外規定について説明する。
 - ⇒ 生命・身体・財産に関わる緊急時は本人の同意なく、情報を第三者に提供する例外がありえること（個人情報保護法と同様の扱い）
- 利用目的以外のことで、個人情報は使用しないようにする。
- 原則として、本人の同意なく、個人情報を第三者に提供しないようにする。
 - ⇒ 災害時等の安否確認や支援のために、必要な複数の関係組織（聴覚障害者災害対策現地本部を含む）が、必要最小限の情報を共有する必要があることについて本人に同意を得る。
- 以上の説明について同意が得られたかどうかを確認する署名欄またはチェック欄を会員登録書・申請書等に設け、同意書をとっておく。それが困難な場合は、会話で同意が得られた場合、「同意の内容、日時、同席者の氏名」を書き留めておく。
- 本人からの開示、訂正を求められたら、それに応じる。

●入会申込の時に緊急時の個人情報の公開の可否を確認しているろうあ団体があります。参考にしてください。

《静岡県聴覚障害者協会》

- ・入会申込書に以下2点の個人情報公開の可否についての確認欄を設け、有事・緊急時における情報公開や勤務先との連絡ができるようにしている。
- ①機関紙等での公表 ②勤務先からの問合せ
- また、2012年度から入会申込書に下記文章を記載。
「※災害発生時の安否確認のため等、行政や警察等関係機関へ情報提供をする場合があります。ご了承ください。」

【参考例】公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 入会申込書

公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 入会申込書 (個人用)			
公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 様			
記入日 _____ 年 ____ 月 ____ 日			
当てはまる箇所に○印をつけてください。			
新規加入 初めて入会	継続加入 昨年度に続いて 入会	再加入 退会後再び 入会	最後に会費を 納入した年度 (_____ 年度)
会 費 区 分	単 独	夫 婦	
	老人単独(60歳以上)	老人夫婦①(夫婦共60歳以上)	
	特別老人単独(80歳以上)	老人夫婦②(60歳以上+59歳以下)	
	学 生(高等教育機関通学者、予備校生等)	特別老人夫婦①(夫婦共80歳以上)	
	賛 助(年間一口3,000円、一口以上)	特別老人夫婦②(80歳以上+79歳以下)	
ふりがな		男・女	障害等級
氏 名	印		級
生年月日	年 ____ 月 ____ 日生まれ (____ 歳)		
自宅住所 (機関紙等の送付先)	〒 _____ 住所 _____ TEL () () FAX () () メールアドレス _____		
勤務先	社名 _____ 住所 〒 _____ TEL () () FAX () () メールアドレス _____		所属部署 役職名 _____
最終学歴 (最後に卒業した学校名)	主要職歴 (主な過去の勤務先)		
配偶者氏名			
個人情報の公開	機関紙等での公表(氏名、勤務先) (聴障しずおかに記事として掲載されることへの同意)		同意・不同意
	勤務先からの問合せ(氏名、会員種別、入会日)		同意・不同意
日本聴覚障害新聞を申し込みますか?(毎月1回発行、年間3,800円)			はい・いいえ・購読中
入会の上は、貴法人の定款及び諸規定を遵守し、社員総会および理事会の決定に従います。			
※災害発生時の安否確認のため等、行政や警察等関係機関へ情報提供をする場合があります。ご了承下さい。			
確認印 及び 受付日	協 会	静聴協	※事務局使用欄
	月 日	月 日	

◀東京都聴覚障害者連盟▶

・会員申込用紙に「非常時に公的機関に個人情報を提供してもよいか」というチェックの欄があり、ここで「×」のチェックがない場合は、非常時に提供予定。実際にはほとんど入会希望者は×を記していない。

【参考例】「社団法人東京都聴覚障害者連盟」の入会申込書

2012年度入会申込書										
◆下記に説明文がありますのでお読みください。 2012年 月 日										
団体名										
コード										※該当する割引のものを○で囲んでください。
※継続・新規・再入会			※聴障・健聴			※夫婦・老人・その他				
氏名					配偶者					
住所	〒									
電話					FAX					
※変更なし・あり⇒		住所・電話・FAX番号・メール				変更あるところを○で囲んでください				
緊急一斉通報FAXを希望する方には大災害時FAX使用可能な時情報を流します										
性別	※男・女	生年月日	年	月	日	年齢	歳			
職業	※会社員・自営業・公務員・銀行員・パート・主婦・無職・その他()				非常時に消防署へ個人情報の提供					
携帯電話	持っている(Sバンク・ドコモ・au・その他) 持っていない									
メールアドレス					緊急連絡は希望しない					
右の欄には記入しないでください C N D										
<p>◎消防庁の方針により災害要支援者への支援のため民間団体の個人情報も活用していくことになっています。火災・震災のような非常において貴方のデータを消防庁に提出することを望まない場合はその欄に×を記入してください。(非常時以外に個人情報を提供することはありません)</p> <p>◎非常時や情報提供に直接FAXまたはメールでの連絡を予定していますが、希望しない方は「緊急FAXは希望しない」に○を付けてください。</p> <p>◎メールによる緊急連絡や専門部からの連絡等を望む方は携帯メールアドレスをご記入ください。</p> <p>◎領収書は会員証かわりとして、会員対象企画などで使用できます。</p>										

～個人情報はその管理も大切です！～

- 個人情報を管理する人を決めておく。
 - 個人情報の保管場所を特定しておく。
 - 不要になった個人情報の削除・破棄のルールを定める（裁断機を利用する等）。
 - 個人情報の持ち出しや複写についてのルールを定める。
 - 個人情報の紛失・盗難・流出等にあった場合の報告・対応を定める。
- ⇒ 個人情報紛失・流出の原因としては、FAXやメールの誤操作、誤って他の書類と破棄、外に置き忘れ等があるようです。注意しましょう。

IV 「現地本部」 構成団体の 平常時の取組み



1. 構成団体としての組織内部の取組み

(1) 聴覚障害者情報提供施設

- 災害時に被災聴覚障害者の救援拠点とするよう自治体に要請
- 災害時要援護者制度登録者の名簿開示団体となるよう自治体に要請
- 施設利用者の名簿を災害時の救援者名簿に利用できるように整備ルール・規定の改正

(2) その他の団体

- 緊急連絡網の作成
- 救援体制や安否体制、救援行動のマニュアル作成
- 「被災現地本部」設置要綱を作成
- 災害時の安否確認のための名簿の整備 (P18 参照)
- ホームページの立ち上げ、およびホームページを使いこなす体制の構築

2. 自治体への要請活動

- 手話通訳・要約筆記・聴覚障害者相談員の市町村への設置要請
 - 聴覚障害者情報提供施設の設置の要請
 - 防災計画策定・防災マニュアル作成時の障害者団体の参画の要請
 - 災害時の要援護者名簿開示団体へ組み入れの要請
 - 防災メールの配信の実施
 - 防災無線の文字付戸別受信機の配布の要請
 - 防災訓練・防災講習会等への手話通訳・要約筆記等の配置の要請
 - 公共施設（特に聴覚障害者が多く集まる施設や聴覚障害支援学校）への聴覚障害者情報受信装置「アイ・ドラゴン」の設置
 - 災害時の中核避難所への手話通訳の配置の準備と周知の要請
- ※東京都世田谷区では、聴覚障害者団体が区と協議し手話通訳の配置避難所を決め、聴覚障害者が避難するために必要な情報も掲載した「防災手帳」を区とともに作成し配布している (P27 参照)

3. 地元テレビ局への要請活動

- 番組への字幕・手話付与の要請

4. 災害時に支援を受けるための事前準備の周知

- 聴覚障害者情報提供施設への登録の勧め
- 聴覚障害者団体及び関係団体への入会の勧め
- 災害時要援護者登録の勧め

災害時要援護者名簿登録制度

災害時に情報を把握し、避難をする時に支援を要する「要援護者」（主に高齢者や障害者等）を市町村で特定し、その情報を直接支援する自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、町内会等と共有し、各要援護者の避難支援計画を策定します。

5. 災害時の情報取得の方法の周知

- 携帯電話講習会の開催
 - ※災害伝言板・災害情報メールの利用方法等
- 居住地域の災害時避難場所の把握や災害情報取得の勧め
- 自治体での防災メール受信登録の勧め
- 防災無線の文字付戸別受信機申請の勧め

自治体防災メール

自治体によっては、防災に関する情報を携帯電話などにメール送信するサービスをしているところがあります。地元自治体の防災に関するホームページで、防災メールを実施しているか確認しましょう。

携帯会社の緊急速報メール

携帯電話会社によっては、加入者対象にメールで国や自治体が発信する災害・避難情報や津波警報などを携帯電話に発信するサービスを提供しているところがあります。最新の携帯機種が必要で、登録方法も各社により差がありますので、確認してみてください。

インターネット上の災害用伝言板の活用

大規模災害等の発生時には、大勢の方が同時に電話を使おうとするので、携帯電話網が混雑して連絡がつながりにくくなることがあります。

災害用伝言板は、携帯・PHS各社が実施しているサービスです。電話番号等をキー（パスワード）として、ご自身の安否情報を文字で登録することができます。登録された安否情報は、あなたの電話番号を知っている方が、ネット上で携帯電話やパソコン等から確認することができます。

V 聴覚障害者自身の災害への備え

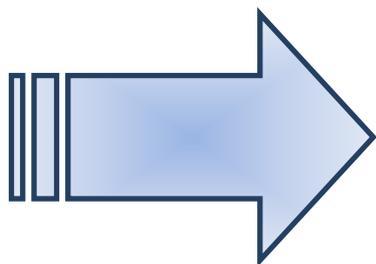
1. 東日本大震災の経験から：災害直後の体験

[宮城県女川町 Aさん談]

3月11日午前中の仕事を終え、自宅に向かっているところでした。強い揺れを体感し、前年2月のチリ地震を思い出して、急いで自宅へと自転車を走らせ、家族に手話で「すぐに逃げろ！」と呼びかけました。津波が来ると察知し、とにかく身一つで逃げました。後ろを振り返ると100m程に真っ黒な津波が迫り、想像以上の高い波を間近で見てあわてました。妻と二人で必死で走りましたが、妻は犬を抱えていて少し遅れたので、もうだめかと思ったところ、すんでのところで助かり、すぐ横を大津波が猛スピードで通り過ぎました。息つく暇もなく、高台へと逃げました。上から見た津波はすさまじく、真っ黒な波が家や車、何もかもを巻き込んでいき、この世のものとは思えない光景でした。

[宮城県岩沼市 Bさん談]

3月11日午後2時46分、思わず恐怖に泣いてしまうほどの今までにない強烈な揺れで、物が倒れ、散乱。夫と片付けをしていると、激しく戸をたたく人影に気づきました。近所にすむ面識のある男性でした。彼が口を大きく開け「つ・な・み！つ・な・み！」と言うのがわかり、車に誘導されました。車の後方を見ると、黒く荒々しい波がものすごいスピードで迫ってくるのが見えました。車に乗り込むと、その波に追いかけるように走りました。間一髪のところ波にのみ込まれず救われました。もし津波が来ることを知らされず、また車をもっていない二人が歩いて逃げていたら、確実に波にさらわれていました。



とにかく、まずは自分で自分の身の安全を確保することが大事です

災害時は近所の人との助け合いが重要です
日ごろから近所づきあいを大切にしましょう

2. 自分・家族の身を守るために

災害が発生したときに、気をつけないといけないことを確認しておきましょう！

災害の種類	災害の特徴	注意点
① 地震の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○地下の岩盤が周囲から押され、急激にずれることで地震が生じる ○地震波には、速度が速く地震のはじめに感じられることが多い細かい震動 P波（縦波）と、速度が遅く、激しい震動をもたらす S波（横波）がある ○余震はもっとも大きな本震から、時間が経った後に来る地震。数か月間、大きな余震が続くこともある 	【屋内にいる時】 <ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、丈夫な机の下等に隠れる ・あわてて外に飛び出さない ・無理をして火を消そうとしない ・エレベーターは最寄りの階ですぐ降りる
		【屋外にいる時】 <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等から離れる ・看板やガラス窓から離れる ・落石やがけ崩れが発生しそうな斜面から離れる ・車では急ブレーキをかけない ・車のハザードランプを点灯する
② 津波の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○大地震の数分後～数時間後に津波が来る可能性がある ○河川や低い土地から猛スピードで津波が来る。必ずしも海側から来るとは限らない 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時、海岸や河川に近い場合、津波を想定して、すぐに高台・高い建物に避難する ・危険な状態になる前に、避難する
③ 風水害（台風・洪水）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨では川が急に氾濫することがある ○大雨で排水溝や下水で処理しきれない水が、地下街や地下室へ流れ込んだりする ○大雨で地盤がゆるみ、土石流やがけ崩れが発生したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出は控える ・水の状況は急変することがあるので、河川や用水路、田んぼの状況を確認に行かない ・靴をはく（サンダルや長靴はかえって危険なこともある） ・水の中を歩くときは、側溝やマンホール等にはまらないよう、長い棒で確認するなど、足元に注意する ・地下やくぼ地にいる場合は上に出る ・川付近では上流の天気予報も確認する
④ 雪害の場合	<ul style="list-style-type: none"> ○雪の重みで建物が倒壊することもある ○屋根の雪は氷の塊、落ちると危険 ○暖かくなると雪はすべり落ちやすい ○雪での死亡の半数近くが屋根の雪下ろし ○除雪機に巻き込まれて亡くなる方もいる ○山腹に積もった雪が重力作用によって斜面を崩れ落ちる雪崩の危険性のある地域もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の雪下ろしは、2人以上でする ・雪下ろしは建物の周りに雪を残す ・雪下ろしでは命綱とヘルメットを装着する ・よく周りを見て除雪する ・屋根に雪が積もりすぎた場合は早めに避難する

内閣府(防災担当)『減災のてびき』『みんなで減災』より一部抜粋

注意

○避難情報三類型

※「避難**勧告**」より「避難**指示**」のほうが**危険！！**

区分	発表される状況・内容	住民が求められる行動
避難準備情報 ⇒援助の必要な人は早めに避難	要援護者、特に避難に時間を要する人が避難を始めなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況。	要援護者、特に避難に時間を要する人は避難を開始（支援者も支援行動を開始）。それ以外の方は、家族との連絡や非常用持出品の用意など避難の準備を始める。
避難勧告 ⇒早急に避難！	通常の避難行動ができる人が避難を開始しなければならない段階。人的被害が発生する危険性が明らかに高まった状況。	普通に避難できる人が避難を開始。
避難指示 ⇒即刻避難！！	事態が切迫した状況。人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況。人的被害の発生した状況。	避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了。まだ避難していない住民は、ただちに避難行動に移る。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。



3. 聴覚障害者自身の平常時の取り組み

(1) 災害への備え

自分の住んでいる地域の避難場所等の災害避難や防災について、自治体のホームページを見たり居住地の自治体に出向き、災害マップや避難所地図などを入手して確認しておきましょう。

また、災害時に備えて、非常用持ち出し袋の用意、家族で避難所・安否確認の方法の確認等をチェックリストでチェックしておきましょう。

①災害発生に備えるチェックリスト

<input type="checkbox"/> 家の耐震改修	<input type="checkbox"/> 災害時の避難所・集合場所の確認
<input type="checkbox"/> 家具等の転倒防止のための固定	<input type="checkbox"/> 最寄りの避難所の確認
<input type="checkbox"/> 家具の向きを、寝床に倒れたり、出入り口を塞がないように工夫	<input type="checkbox"/> 家族で、携帯電話による「災害用伝言板」等の利用方法の確認
<input type="checkbox"/> ガラスに、飛散防止フィルムを貼付（窓、本棚、食器棚等）	<input type="checkbox"/> 家族で災害時の連絡方法を確認
<input type="checkbox"/> 非常時の持ち出し袋の用意	<input type="checkbox"/> 地域の防災訓練に参加
<input type="checkbox"/> 飲料水・食料・カセットコンロ等の備蓄	<input type="checkbox"/> 地域の防災パンフレット、防災マップの入手
<input type="checkbox"/> 隣近所との交流	<input type="checkbox"/> 自治体の防災メールへの登録
<input type="checkbox"/> 災害時要援護者登録（P26 参照）	<input type="checkbox"/> 災害時の学校等の子どもの引取りルールを確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②非常時持ち出し袋チェックリスト <9月1日防災の日にチェック!!>

<input type="checkbox"/> 飲料水（3日分）	<input type="checkbox"/> 食料（3日分）	<input type="checkbox"/> 貴重品（通帳のコピー、現金等）
<input type="checkbox"/> 電池・補聴器電池	<input type="checkbox"/> 懐中電灯（手動充電式）	<input type="checkbox"/> 非常用携帯電話充電器
<input type="checkbox"/> メモ帳・筆記用具	<input type="checkbox"/> アルミブランケット・レジャーシート	<input type="checkbox"/> マッチ・ろうそく
<input type="checkbox"/> 下着・タオル	<input type="checkbox"/> ポリ袋	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー
<input type="checkbox"/> 救急用品・常備薬	<input type="checkbox"/> 衛生用品	<input type="checkbox"/> 軍手
<input type="checkbox"/> 非常用給水袋	<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③外出時に身につけておきたいもの

<input type="checkbox"/> 身元・連絡先カード（身体障害者手帳）	<input type="checkbox"/> かかりつけ病院診察券・病名・処方薬のメモ	<input type="checkbox"/> 携帯電話
<input type="checkbox"/> ハンカチ・ティッシュ	<input type="checkbox"/> メモ帳・筆記用具	<input type="checkbox"/> 笛
<input type="checkbox"/> 飲料水・軽食	<input type="checkbox"/> 超小型ペンライト	<input type="checkbox"/> 携帯防災マップ（P27 参照）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*空欄には、あなた自身で必要と思うものを書き入れてください。

(2) 携帯電話メール、スマートフォンでの緊急情報活用の準備・訓練

災害への備えとして、携帯電話が確実に使えるように準備しておくことはとても重要です。緊急時に視覚的情報が得られる、さまざまな機能があるからです。

携帯電話等のメール機能等は、災害発生直後は回線が混雑して使えない可能性もありますが、自治体の防災メールや緊急速報メール、災害直後の安否確認連絡、その後の避難生活等での連絡等に大きな威力を発揮しています。

現在普及しつつあるスマートフォンは、インターネットとつながりやすく、パソコンのように機能が多い携帯電話やPHSのことを言います。

携帯電話の購入や、利用方法を理解することなど、いくつかのハードルがありますが、ぜひ入手し、使いこなせるように、仲間と一緒に必要な登録や練習をしておきましょう。

① 携帯電話のメール

ふだんから複数の相手と利用しましょう。ふだんから使えないと、いざというときに連絡先が登録されていなかったり、相手が連絡先を変えていたりする可能性もあります。

できるだけ平常時から利用に慣れておきましょう。

② 携帯電話のテレビ機能（ワンセグ）

ワンセグ機能がついている携帯電話を使えば、テレビ放送波の届くエリア内で、テレビ放送と同じ内容を見ることが可能です。停電時でも視覚的な災害情報が取得でき、字幕放送も見ることが出来るという大きなメリットがあります。携帯電話の電池を消費しがちなので、携帯電話用手回し充電器等を備え、充電の仕方にも慣れておきましょう。

③ 災害用伝言板

緊急時に災害用伝言板を使えるように、練習しておきましょう。

災害用伝言板は、携帯・PHS各社が実施しているサービスです。自分の携帯電話・PHSの電話番号で、ネット上に安否情報を文字で登録することができます。登録された安否情報は、あなたの電話番号を知っている方が、ネット上で携帯電話やパソコン等から確認することができます。毎月指定された日に各社のサイトで体験サービスが利用できますので、この機会に練習してみましよう。詳細は各社のサイト等をご参照ください。

・ docomo 災害用安否確認

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/>

・ au 災害用伝言板サービス

http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html

・ Softbank 災害用伝言板

<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/>

・ WILLCOM 災害用伝言板サービス

<http://www.willcom-inc.com/ja/info/dengon/>

④ 携帯電話での災害情報の取得

災害関係情報を取得するのに効果的な、さまざまなサイトやサービスがあります。これらはメールが使えないときにも使える場合があります。ここでは安否確認に活用可能な、代表的なサイトを2つご紹介します。

・ Facebook（フェイスブック）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）。災害発生時、伝言板ページで「無事を報告」をクリックするだけで、Facebook 上の友達と互いに無事を報告できます。

・Twitter（ツイッター）

140 文字以内の短文を投稿できる情報サービスです。他の方がどんなことに興味を持っているかがわかります。ダイレクトメール機能もあり、直接連絡も可能です。

（３）居住地自治体の防災対策の把握

- ・自治体が作成した防災マニュアルをチェックする
- ・自治体が作成した避難場所を確認しておく
- ・自治体や障害者団体が発行している緊急時の避難先や連絡方法等の冊子がある場合は常時携帯する（P27 参照）
- ・防災無線の戸別字幕付受信機を貸与している自治体の場合は申請して自宅に配備しておく
- ・災害時要援護者として登録する（P26 参照）
- ・都道府県・市町村の防災メールに登録する（P26 参照）

（４）聴覚障害者情報提供施設の利用

聴覚障害者情報提供施設は災害時に情報提供やコミュニケーション支援・相談支援の拠点として大切な役割を担います。施設に利用登録し、災害時に情報等入手できるようにしておきましょう。

（５）手話通訳者、要約筆記者、聴覚障害者相談員の利用

手話通訳者、要約筆記者や聴覚障害者相談員の平常時からの利用によって、行政および設置機関の災害時の安否確認・相談支援につながりやすくなります。

平常時から情報・コミュニケーション支援、相談支援の制度を積極的に利用しましょう。

（６）人とのつながり

①近隣とのつながり

災害時は一刻を争う場合があります。津波や洪水等が来る場合、1分、1秒でも早く逃げなければなりません。これまでの災害では、真っ先に聴覚障害者に知らせてくれたのが、近所の人という声が多々ありました。平常時から、隣近所とのつながりをつくりましょう。

そのためには、地域・町内会の行事や活動等には積極的に参加していきましょう。その際には手話通訳や要約筆記を依頼すれば、情報を得られるだけでなく、聴覚障害者へのコミュニケーションの必要性もアピールできます。自治会レベルで手話学習会を開催している地域もあります。

②聴覚障害関係団体・者とのつながり

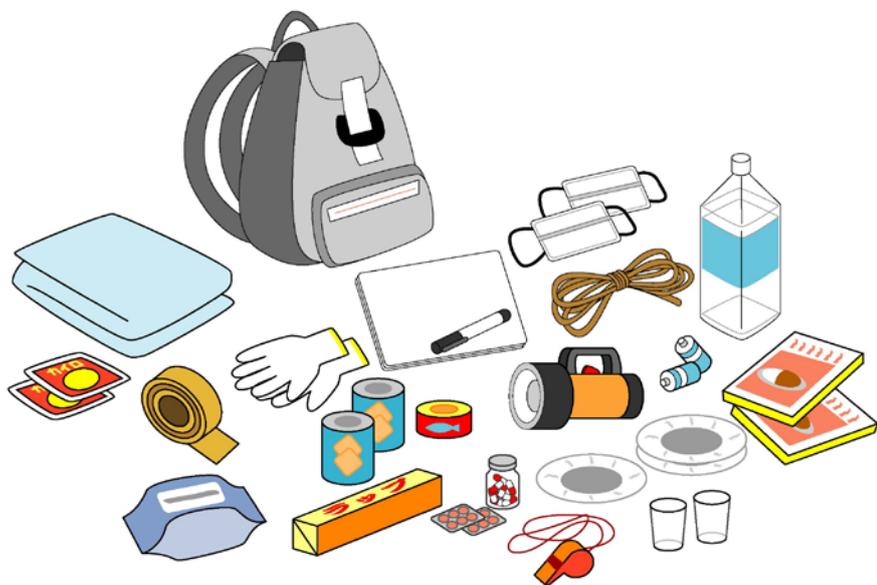
これまでの災害時には、聴覚障害者団体、関係団体が積極的に救援活動をしてきました。

平常時から、聴覚障害者団体の会員になったり、手話サークルなど関係団体の行事や集いに積極的に参加し、聴覚障害者や手話通訳者、要約筆記者等と顔見知りになっておくことも大切なことです。

(7) 「目で聴くテレビ」受信の勧め

災害時、停電にならなければテレビが重要な情報源となりますが、テレビには常時手話や字幕が付いていません。

「目で聴くテレビ」は、災害に強い衛星通信の特性を活かし、災害時にはいち早く緊急災害放送に切り替え、NHKのニュースを字幕や手話で伝えたり、被災地の聴覚障害者の様子を全国に伝えています。平常時には独自の手話・字幕番組を放送しています。





参考文献

- 『聴覚障害者災害対策マニュアルー災害対策本部の活動と訓練ー』
非営利活動法人 C S 障害者放送統一機構（2007 年）
- 『防災白書』（<http://www.bousai.go.jp/hakusho/hakusho.html>）内閣府（各年）
- 『みんなで減災』（パンフレット）内閣府（2010 年）
- 『減災のてびき』内閣府（2009 年）
- 『災害時要援護者対策の進め方について（報告書）』内閣府（2007 年）
- 『災害支援ガイドライン』日本精神保健福祉士協会（2010 年）
- 『福まち活動の手引き【個人情報取り扱い編】』札幌市社会福祉協議会（2010 年）

資料

- 1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの
- 2 「社団法人 東京都聴覚障害者連盟」の防災活動
- 3 厚生労働省通知文（聴覚障害者関係のみ）
 - (1) 2011年3月11日付「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」
 - (2) 2011年3月20日付「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」
 - (3) 2011年3月30日付「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について」
- 4 「東日本大震災」で被災した聴覚障害をもつ高齢者・重複障害者の受け入れについて（2011年4月13日付）
- 5 聴覚サポート「なかま」：日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会
- 6 「目で聴くテレビ」の災害時の放送と情報提供
- 7 「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動」

1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの （「財団法人全日本ろうあ連盟」加盟団体へのアンケートより）

財団法人 全日本ろうあ連盟は、2011年12月に被災3県を除く全国44都道府県の加盟協会を対象に、「災害時の救援対策についてのアンケート」を実施した。

予想通り、全国各地で災害時の救援対策に対するさまざまな取り組みが行われており、これらの先進的な取り組みを、最大限、今回の『聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル』に活かした。

1. 災害時における団体の聴覚障害者・手話関係者の救援体制

1-1 災害時の救援対策について、組織内で話し合っていますか？

話し合っていない県が、12県あった。

各地で災害への不安が大きくなっているいま、まずは話し合いを始めることが大切である。

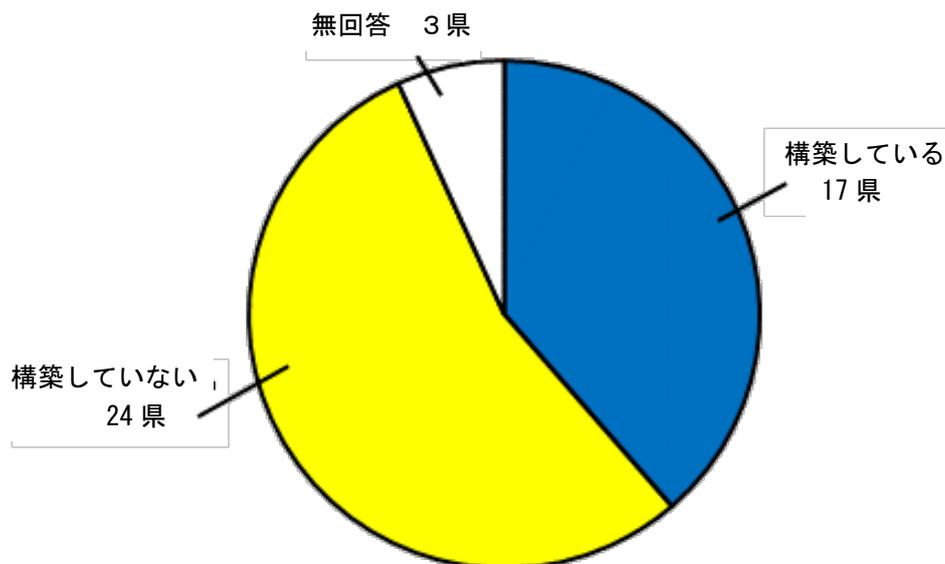


1-2 話し合いは、どの範囲で行っていますか？

32県のうち、ろうあ団体だけで話し合っている県は5県だけで、**全国手話通訳問題研究会**（以下「全通研」という）支部（25県）、**手話サークル**（19県）、**難聴団体**（16県）、**全国要約筆記問題研究会**（以下「全要研」という）支部（13県）、**日本手話通訳士協会**（以下「通訳士協会」という）支部・**要約筆記サークル**（各10県）、**聴覚障害者情報提供施設**（5県）と話し合いが持たれていた。例示の全ての団体と話し合っているのは、京都のみ。

その他、以下の団体と話し合いが持たれていた。盲ろう者友の会4県（山形、新潟、石川、徳島）、ろう学校分会（京都）、ろう学校PTA（京都）、広島県手話通訳・相談員連絡会（設置通訳者の団体）、人工内耳友の会（徳島）、聴覚障害児・者を持つ親の会（徳島）、「富山県聴覚障害者の医療を考える会」防災グループ（富山）、「障がい者防災ネットワークこうち」発足準備会（高知）

1-3 災害時の救援体制を構築していますか？



1-1 の設問で、災害時の救援対策について「話し合っていない」12 県は、すべて救援体制を構築できていない。

①構成団体はどこでしょうか？

構成団体は、全通研支部（15 県）、難聴団体（11 県）、手話サークル・全要研支部（各 10 県）、要約筆記サークル（7 県）、通訳士協会支部（5 県）、聴覚障害者情報提供施設（5 県）。

例示の全ての団体を構成団体としているのは、石川のみ。

その他の団体では、盲ろう者友の会 3 県（山形、新潟、石川）、広島県手話通訳・相談員連絡会（設置通訳者の団体）。

なお、東京都聴覚障害者連盟は東京都と協定を締結しており、新潟は「新潟県聴覚障害者災害支援会議」を結成している。

②救援体制をどのようにしているか、具体的に教えてください。

（具体例）

- ・支援活動として、被災者の情報保障／義援金・物資を集める／手話通訳派遣を想定（青森）
- ・県内の被災地の調査と相談支援／地元テレビ局に対して字幕・手話の付与を要望／東北 3 県からの避難者に聴覚障害者がいるかどうかの調査（千葉）
- ・救援体制や救援行動のマニュアル作成、安否確認体制（山梨）
- ・災害時には「支援会議」のメンバーで対策本部を立ち上げ、各団体・地域ごとの安否確認、情報収集を進める。その後は状況に応じて、現地視察・支援（新潟）
- ・「富山県聴覚障害者の医療を考える会」防災グループとして、県の災害総合訓練に加わり、手話通訳配置や、現地と聴覚障害者センターとのテレビ電話交信等の訓練を実施（富山）
- ・災害発生後、緊急理事会を開催して被災地の状況を把握、必要な対応（安否確認・情報発信・現地視察等）を決定（兵庫）

① 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

- ・「奈良県聴覚障害者災害対策本部設置要綱」（A 4・14 ページ）を作成（奈良）
- ・緊急連絡網の作成（広島）
- ・講習会の開催／消防署との話し合い（熊本）
- ・「聴覚障害者支援・災害・危機管理等の対応ネットワーク（イメージ図）」を作成（宮崎）

③救援体制が緊急時機能するか、定期的に構成団体で確認の会議を開催していますか？

「定期的に開催している」県は、わずか8県。

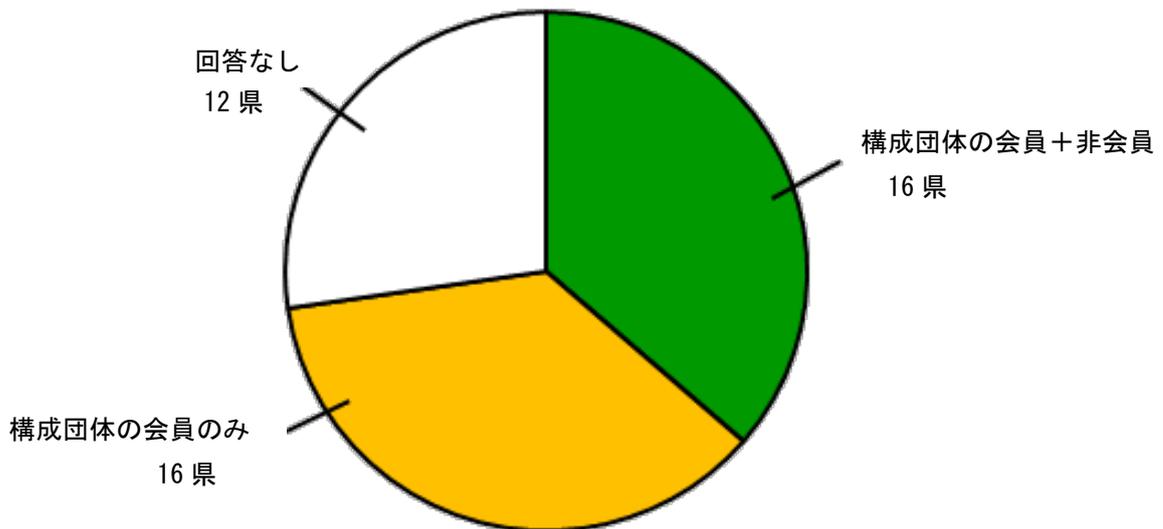


定期的な確認の会議の開催は必須！

④東日本大震災聴覚障害者救援のための「地域対策本部」は、上記救援体制を利用したのでしょうか？

「利用した」県は、14県。

1-4 安否確認および救援の対象者の範囲は、次のどちらですか？



●会員外の聴覚障害者の把握方法は？

- ・市町村の福祉課に把握してもらう方法を検討中（茨城）
- ・被災地のろう団体事務局に知っている聴覚障害者を紹介してもらった（千葉）
- ・区市傘下団体による把握と支援体制について話し合い、緊急時の連絡先登録等を試みた
が、登録数が少なく、実用化はまだ（東京）
- ・ろう学校卒業生（同窓会）名簿、各地域協会の名簿を活用する（新潟）
- ・非会員は、ろう学校の同窓会名簿が元になっている。過去の入会歴も活用している（富山）
- ・会員の個人情報（家族構成・避難場所・血液型・補聴器の電池種類等）提出。ただ

① 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

し古くなったので、書き換えが必要と感じている。情報提供施設に移行し、非会員も対象としたい（三重）

- ・安否確認は会員のほうが全員早く把握できている。非会員の場合は居住地の情報があれば確認できるが、どうしても情報が限られてしまう。行政や地域のつながり（隣保、民生委員、自治会）も必要である。災害時要援護者登録制度の活用についても検討する必要がある（兵庫）
- ・行政内設置通訳者との連携で非会員も含むことになる（広島）
- ・過去にろうあ協会・難聴者協会の会員であった人は、過去の会員データから確認作業をする。また地域の聴覚障害者からの情報により確認する（香川）
- ・協会→全通研支部・県サークル連絡会の役員に連絡して安否確認（高知）
※非会員など、高知県内の聴覚障害者に対しては、情報センター（情提）が主に行うことになっているが、今のところはまだ県との話し合いの段階にある。地域のサークルに協力をもらって、できる範囲の情報を集めている
- ・今後、行政との連携を取りながら、非会員を含めた体制作りを現在検討中（福岡）
- ・来年、各市役所に相談したいと考えている（佐賀）
- ・「聴覚障害者支援・災害・危機管理等の対応ネットワーク」（宮崎）
- ・地元のろうあ協会、またサークル等に、「聴覚障害者の被害はありませんでしたか？」と聞く（鹿児島）

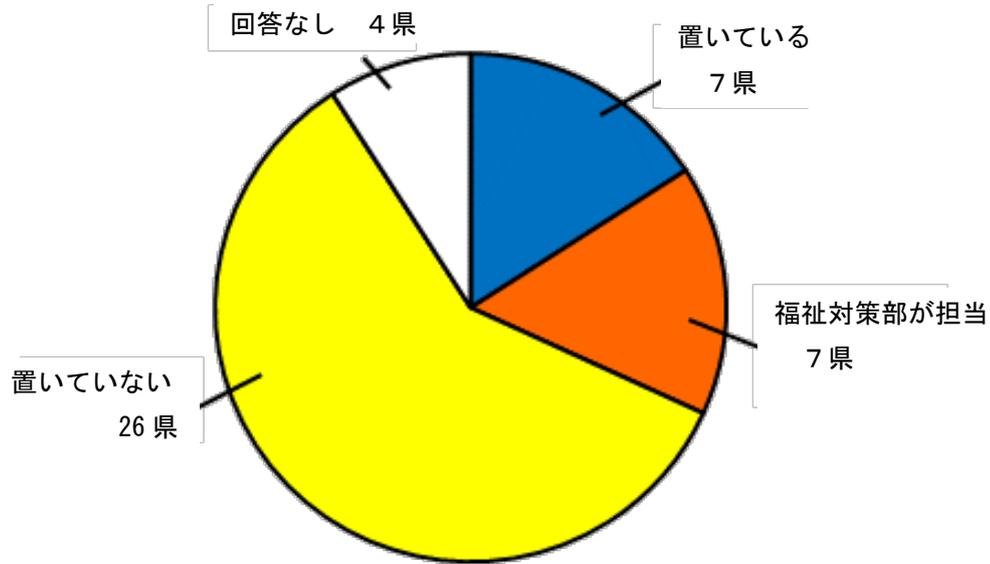
1-5 安否確認のシステムを作っていますか？

「作っている」県は、わずか6県。

●システムを具体的に教えてください

- ・地域協会はシステムを作っている（青森）
- ・協会としては、会員→支部→事務所という方法で、理事会・支部代表者会議で検討中（事務所確認の場合、通信手段が断たれた時は、事務所→支部→会員では時間がかかるため）（山形）
- ・FAXの同報送信システム→200世帯に同報で10分で配信できる（実例：2011.3.12 発信約40世帯、2011.3.14 発信約120世帯）（栃木）
- ・市ろう協회가安否確認をして、県協会に報告してもらおう仕組みとなっている（千葉）
- ・安否確認は地域協会が行っており、兵聴協と地域ろう協が連携（メール・FAX）して情報を共有することは、今までもやっている（兵庫）
- ・基本的にはメール及びFAX。実際災害が起こった場合、あらゆるメディアを使う予定（岡山）
- ・各市ろう協で相互扶助的に実施（広島）
- ・「聴覚障害者支援・災害・危機管理等の対応ネットワーク」（宮崎）
- ・連絡リスト作成中（沖縄）

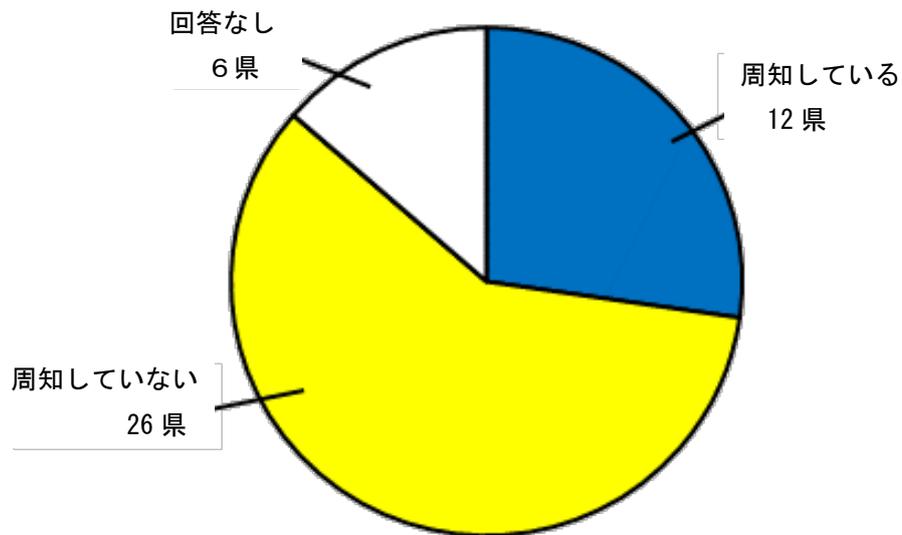
1-6 組織内に防災担当を置いていますか？



●担当者の任務は？

- ・災害対策担当理事（2012 年度より対策部として独立予定）及び委員数名を置き、全通研支部と災害対策委員会を構築。現在は、担当理事が委員長を担当。年2回（7、11月）、区市の代表及び災害対策担当の会議を開催し、情報提供や方針説明を行っている（東京）
- ・会長が兼任し災害時に率先して指示を出す／「支援会議」のメンバーとして情報収集・提供を行う（新潟）
- ・協会専門部役員は、福祉対策部長。「富山県聴覚障害者の医療を考える会」防災グループに参加。聴覚障害者センターは防火管理者……センターの防火管理、地震等の安否確認等（富山）
- ・災害対策部としての担当はあるが、任務等についてはこれからの課題。今は学習会等の企画を行っている（福岡）

1-7 団体として救援体制を整備していることを会員に周知していますか？



●周知方法は？

機関紙：7 県

ホームページ：1 県（千葉）

その他：7 県

- ・理事会、支部代表者会議、総会等（山形）
- ・宇都宮では、手話通訳者派遣コーディネーター所属の（社福）宇都宮市障害者福祉会連合会の名称で安否確認の事務活動を行った（栃木）
- ・事務局NEWS（FAXとメール）（千葉）
- ・区市&担当者会議の他、5月の定期評議員会で年間活動報告や資料配布を行っている。都との協定締結については記事として機関紙に掲載済み（東京）
- ・Eメール（神奈川）
- ・過去に防災意識を高める意味で「自分でできる防災」リーフレットを配布した。県とタイアップし、「防災みえ」のホームページ、「目で聴くテレビ」の紹介などを掲載（三重）
- ・会員から早く進めてくださいとの声が寄せられている（和歌山）
- ・各市の協会から会員へ連絡してもらっている（島根）
- ・地域ごとに周知を行っている（長崎）

回答なし：33 県

2. 会員との連絡方法についてお聞きします。

2-1 緊急時の会員との連絡方法について届け出てもらっていますか？

住所：26 県、FAX番号：29 県、電話番号：12 県

携帯メールアドレス：14 県

その他：6 県

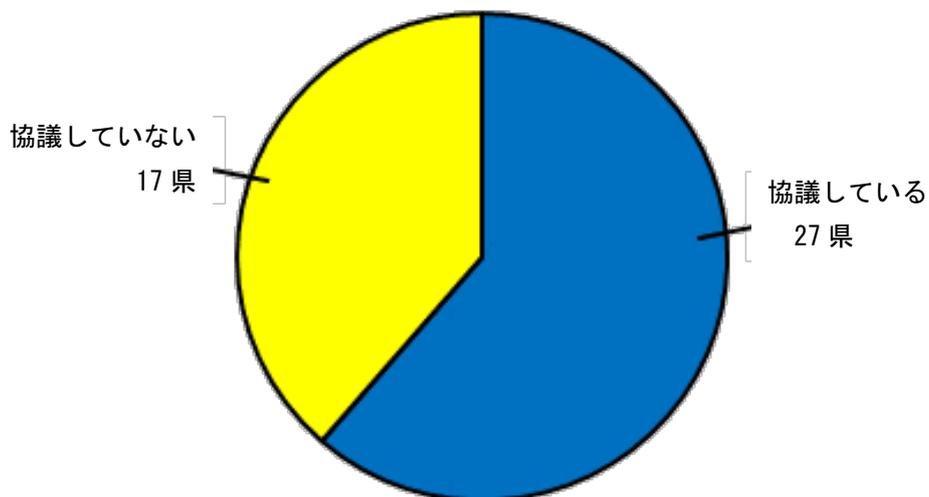
- ・自動車運転免許取得の有無（山形）
- ・地域ろうあ協会の役員（会長・事務局）と直接やりとりをしながら会員の状況を把握（兵庫）

1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

- ・夜間・休日（協会に連絡が取れないとき）、通訳者との連絡ができるように考えて、「安心カード」（資料添付されているが略）を製作中（高知）
- ・非常事態の如何に問わず、聴障センターか情報センターに連絡が来るよう、受付体制はできている（熊本）
- ・傘下加盟団体で個人情報を把握：4県
 - *加盟団体が個人情報を把握していて連盟にはない（北海道）
 - *地域ろう協会長及び当協会理事に情報発信を行い、会員には地域ろう協から流す（三重）
 - *地区長が会員他個人を把握し、県協会へ連絡（滋賀）
 - *各支部から各会員への連絡網（岡山）
- なし：8県

3. 防災について、行政・障害関係団体との協議の有無についてお聞きます。

3-1 行政と防災対策について協議していますか？



●協議相手はどこですか？

- ・加盟団体があるほとんどの区・市（49地域）では、行政と交渉している模様（東京）
- ・地域協会と市町村で協議している一須坂市、長野市、千曲市、上田市、東御市、安曇野市、松本市、塩尻市、上伊那広域（長野）
- ・県障害福祉課。一部の支部協会は、その市町村と要望等している（富山）
- ・市町行政と各地区と交渉している（滋賀）
- ・各市の聴覚障害者団体が、それぞれの市の障害福祉課や災害対策課などと交渉を持っている。聴覚障害者団体単独ではなく、地域の手話サークルと一緒に交渉に取り組んでいる。大聴協としては、それらの取り組みの成果の情報共有、情報交換を行っている（大阪）
- ・県ろう連としては県と協議している。一部地域においては、市町村障害者自立支援協会災害対策プロジェクトにて協議している（鳥取）
- ・基本的には、市町村（岡山）
- ・唐津市一玄海原発についての避難方法（佐賀）



●協議の内容を具体的に教えてください。

- ・緊急避難先、連絡先、対応方法（秋田）
- ・県委託により、聴覚障害者向け防災マニュアル、手話ハンドブック作成検討プロジェクトを設け、2012年3月末までに発行予定（茨城）
- ・傘下団体の取り組み（東京）
 - 足立区：聴覚障害者の利用が多い施設・地域を中心に、聴覚障害者用避難所を設定
 - 世田谷区：アンケート調査に基づき、避難所の設定と災害シートを作成
 - 板橋区：東京手話通訳等派遣センターと災害協定を締結、聴覚障害者支援拠点の設置を要請中
 - 墨田区・江東区：災害バンダナを作成
 - 府中市：災害時要援護者登録に聴覚障害者が対象外ということで交渉中
- ・災害時の聴覚障害者への情報提供など、支援方法について（長野）
- ・テレビ放送への手話と字幕付与、災害情報の通知システム作り、避難所や行政窓口への手話通訳の配置、避難所での情報保障等／厚生労働省からの通知の対応について協議（富山）
- ・県から2011年度単年度事業として、「聴覚障害者防災対策検討業務」を受託中。東海地震が危惧される静岡県のある者に対し、どのように支援を行うべきか（静岡）
- ・情報保障者の腕章を配布（三重）
- ・兵庫県合同防災訓練の実施／ひょうご防災ネットの普及（兵庫）
- ・緊急メール登録の催促／防災訓練／和歌山大学防災研究教育センターとろう者に対する理解の普及のためのパンフ作成を協議（和歌山）
- ・県と災害マニュアル見直しを協議、障害関係団体と意見交換会実施、市町村と福祉避難所の取り組みについて協議（鳥取）
- ・情報の周知方法、情報保障、避難所での情報保障、他県からの障害者等避難者の受け入れ態勢を県が実施していることについて（広島）
- ・「すだちくんメール」の登録利用の仕方、対話式メール・110番の利用登録の仕方、119番通報情報システムについて／県議会、市議会に一般質問をしてもらう（徳島）
- ・毎年、県下すべての行政機関に要望説明を実施。2011年度はすべての市町防災（避難所）マップを提供してもらう／避難生活が長期にわたる場合、避難所での聴覚障害者を把握して、県ろうあ協会への情報提供／避難所へのアイ・ドラゴン3の設置（香川）
- ・玄海原発について避難方法（佐賀）
- ・各市。消防局等への救援ネットワーク作り、マニュアル作りについての提言、要望（長崎）
- ・県と市の意見交換会で、手話通訳者の常備等を要望（熊本）
- ・「聴覚障害者に対する災害対策のあり方研修会」の開催（宮崎）

3-2 障害関係団体と防災対策について協議していますか？

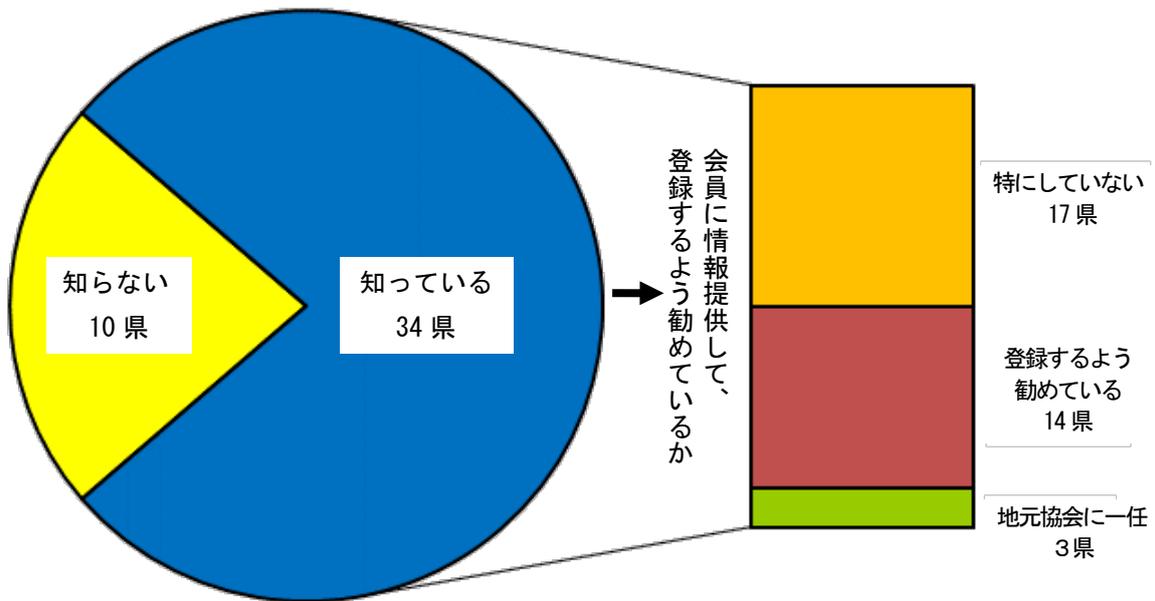
協議している：4 県（山形、静岡、大分、沖縄）

- ・身体障害者団体（山形、沖縄）
- ・社会福祉協議会（大分、沖縄）

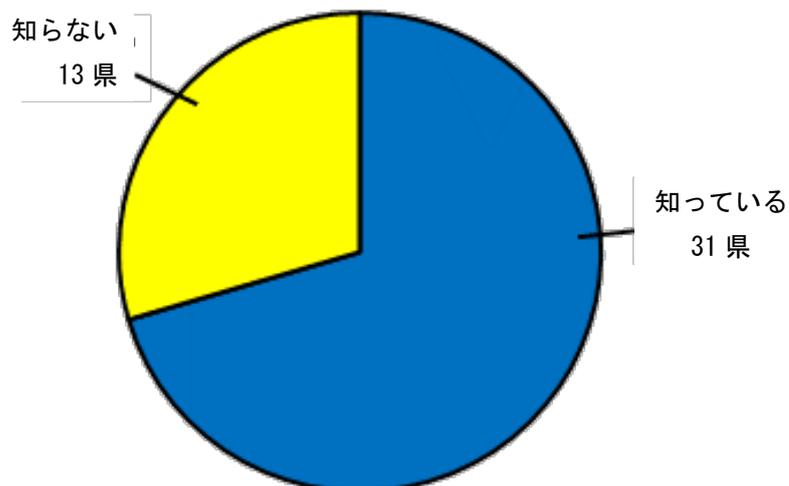
協議していない：40 県

4. 防災についての国の制度についてお聞きします。

4-1 災害時要援護者登録制度について知っていますか？

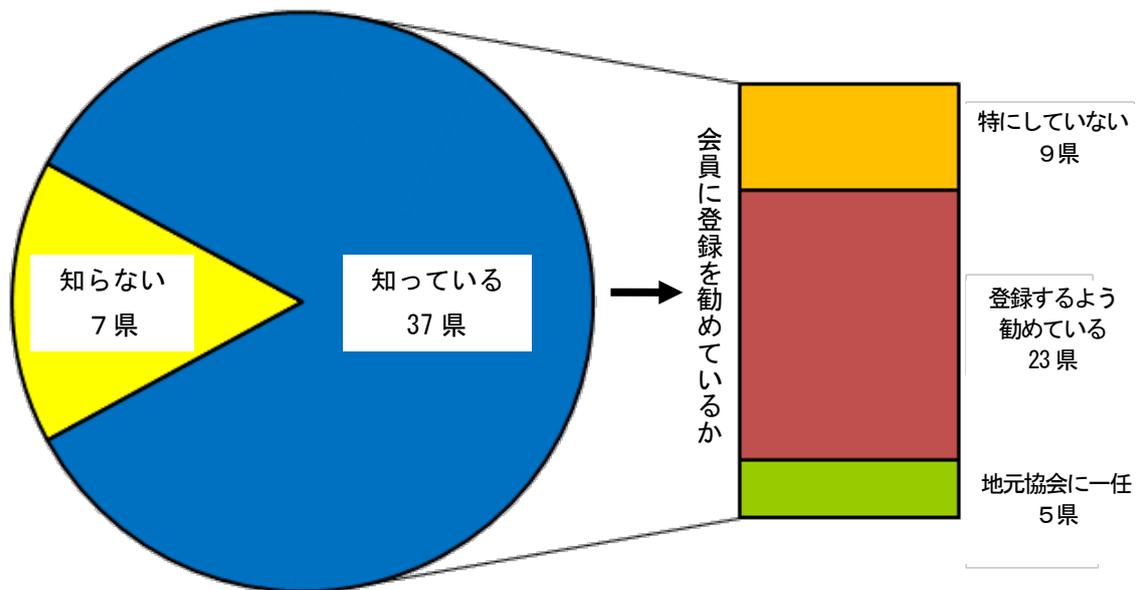


4-2 福祉避難所について知っていますか？



5. 防災情報メールについてお聞きします。

5-1 防災情報メール制度を知っていますか？



5-2 貴団体エリアで防災情報メール制度を実施している自治体を調べて記入してください。

[都道府県からの緊急メール]

- ・現在、下記都道府県が実施。緊急時には地域内の全市町村の緊急情報を住民の携帯メールに送信
茨城・栃木・千葉・埼玉・三重・和歌山・京都・大阪・兵庫・奈良・鳥取・島根・岡山・広島・愛媛・香川・徳島・福岡・佐賀・大分・熊本・宮崎
- ・希望者は事前登録が必要

[市町村からの緊急メール]

- ・緊急時には緊急情報を地域内の住民の携帯メールに送信
- ・希望者は事前登録が必要

[エリアメール]

- ・ドコモの携帯電話加入者に、メールで気象庁や国・地方自治体が送信する災害や避難情報を回線混雑の影響を受けずに送信することができるシステム
- ・2012年2月16日現在、11府県790（公表しない自治体含まず）の府県・市町村の自治体がエリアメールに情報を提供している
- ・ドコモの携帯を所持している人は、災害時その地域に滞在していれば住民でなくても受信できる。事前登録は不要だが、エリアメール開始前の機種では受信不可、また開始直後の一部機種は設定が必要

※同様の緊急メールは、ソフトバンク、a uでも一部市町村で実施している

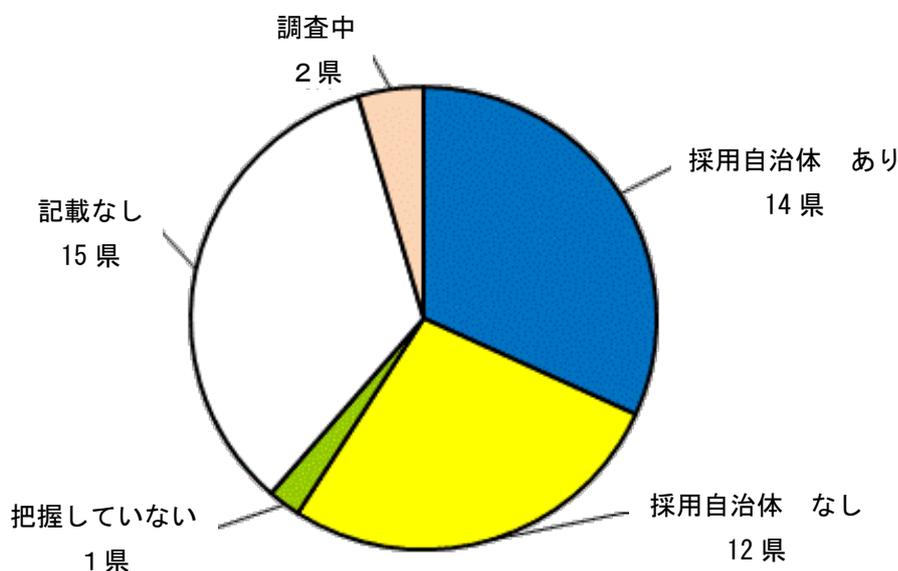
1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

都道府県名	市町村自治体数	実施自治体数		未実施自治体数				エリアメール実施自治体数
		市町村実施数	都道府県で実施の有無	合計	準備中	予定無	不明	
北海道	179	17		162	1	50	111	75
青森	40	7		33	0	33	0	41(県含む)
秋田	25	9		16	8	8	0	9(県含む)
山形	35	2		33	1	32	0	28(県含む)
茨城	44	14	○	0	0	0	0	18
栃木	26	0	○	0	0	0	0	10
群馬	35	18		17	0	0	17	7
埼玉	63	36	○	0	0	0	27	25
千葉	54	46	○	0	0	0	0	24
東京	62(東京のみ区含む)	40(ツイッター15含む)		22	5(ツイッター-3)	0	17	20
神奈川	33	33		0	0	0	0	16
山梨	27	11		16	0	0	16	3
新潟	30	18		12	0	9	3	21
長野	77	29		48	3	44	1	10
富山	15	12		3	1	2	0	12
石川	19	15		4	0	4	0	8
福井	17	6		17	0	11	0	18(県含む)
岐阜	42	12		30	0	0	30	10
静岡	35	16		19	0	0	19	11(県含む)
愛知	54	28		26	0	0	0	42(県含む)
三重	29	22	○	0	0	0	0	23
滋賀	19	10		9	0	0	9	9
京都	26	4	○	0	0	0	0	20(府含む)
大阪	43	0	○	0	0	0	0	22
兵庫	41	31	○	0	0	0	0	41(県含む)
奈良	39	11	○	0	0	0	0	6
和歌山	30	8	○	0	0	0	0	7(県含む)
鳥取	19	0	○	0	0	0	0	16
島根	19	5	○	0	0	0	0	10
岡山	27	0	○	0	0	0	0	16
広島	23	15	○	0	0	0	0	18
山口	19	17		2	0	2	0	16
徳島	24	0	○	0	0	0	0	18
香川	17	0	○	5	0	0	5	18(県含む)

1 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

都道府県名	市町村自治体数	実施自治体数		未実施自治体数				エリアメール実施自治体数
		市町村実施数	都道府県で実施の有無	合計	準備中	予定無	不明	
愛媛	20	12	○	0	0	0	0	16
高知	34	11		34	3	3	28	25
福岡	60	7	○	0	0	0	0	24
佐賀	20	0	○	0	0	0	0	18(県含む)
長崎	21	9		12	0	12	0	6
熊本	45	0	○	0	0	0	0	26
大分	18	8	○	0	0	0	0	12
宮崎	26	7	○	0	0	0	0	13(県含む)
鹿児島	43	2		41	0	41	0	25(県含む)
沖縄	41	2		39	0	0	39	13(県含む)

6. 貴団体エリアの市区町村で、防災無線の声を文字に変えて情報提供する自治体がありますか？



(採用例)

- ・北海道—179 市町村中 1 市で防災無線メール戸別文字付受信機貸与
- ・秋 田—25 市町村のうち 2 市で携帯に防災無線と同じ内容を緊急情報として送信。1 村で検討中（現在オフトーク放送で対応）
- ・埼 玉—63 市町村のうち 36 市町村で F A X またはメール（もしくは両方）で防災無線と同じ内容を送信
- ・東 京—62 市町村のうち 1 市で防災無線戸別文字付受信機貸与及び市内数か所に電光掲示

① 「災害時の救援対策についてのアンケート」から見えるもの

防災無線機設置。他、災害対応自動販売機（電光掲示板付き）設置地域あり

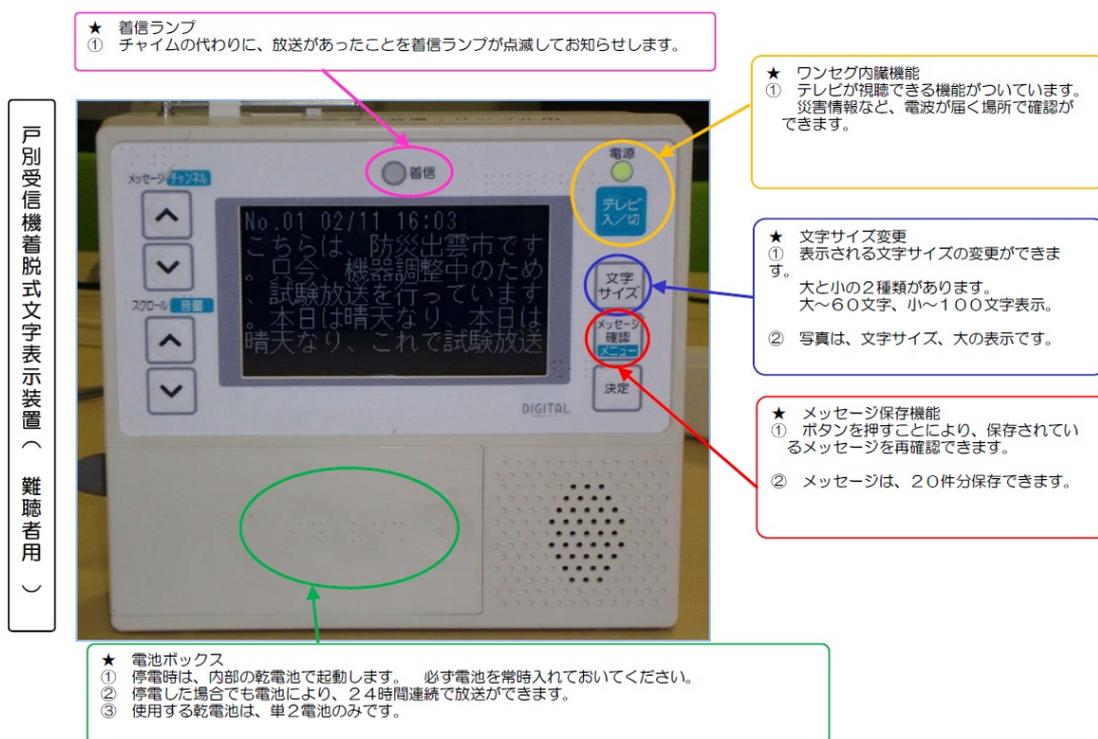
- ・ 神奈川—33 市町村のうち 1 市で海岸沿いに 4 か所電光掲示板を設置
- ・ 山 梨—27 市町村のうち 14 市町村で F A X またはメール（もしくは両方）で防災無線と同じ内容を送信。1 村では全戸に光ケーブルにつないだ画面で、防災無線と同じ情報を流している。1 市でデジタル化に伴い、戸別受信機に文字放送導入準備中
- ・ 長 野—77 市町村のうち 1 町で屋外に文字表示盤設置。1 町で公共施設に文字表示できる受信機設置。3 市町村で戸別文字付受信機設置（貸与 2 町村・代金補助 1 市）。3 市町村で戸別文字付受信機設置準備中
- ・ 滋 賀—19 市町村のうち 2 町で実施
- ・ 兵 庫—41 市町村のうち 2 市で F A X またはメール（もしくは両方）で防災無線と同じ内容を送信
- ・ 奈 良—39 市町村のうち 1 町で実施、その他携帯メールに防災無線と同じ内容を緊急情報として送信
- ・ 和歌山—30 市町村のうち 1 市で字幕付き端末提供、1 市で F A X
- ・ 島 根—19 市町村のうち 1 市で防災無線戸別文字付受信機貸与。1 市で災害対応自動販売機（電光掲示板付き）設置地域あり
- ・ 愛 媛—20 市町村のうち防災無線を文字に変えることに近い情報提供をする自治体がいくつかあり、準備中の自治体もあり
- ・ 長 崎—21 市町村のうち 3 市で実施。7 市 6 町では次の方法で周知
 - ① ケーブルテレビで災害情報を流す
 - ② オフトークを利用して緊急時にランプを点滅させて周知
 - ③ 音声告知の端末を各家庭に設置、告知放送の時は緑ランプ、緊急時にはオレンジランプを点滅させる。4 市 3 町では、「デジタル同報系防災行政無線整備事業」を行っており、平成 23～24 年の間に順次運用予定、聴覚障害者の世帯には文字表示付き戸別受信機を設置することとしている
- ・ 京 都—26 市町村のうち 1 市で実施

防災無線「文字付戸別受信機」

防災無線を文字に変えて流す自治体は、全国的にはまだ少ないですが、防災メールを採用する自治体が増えており、それに防災無線と同じ情報を流しているところもあります。

また防災無線は聞こえる人でも聞きづらいということで、戸別受信機を貸与している自治体が増えていますが、デジタル化に伴い、文字情報の付与が簡単になりましたので、長崎の報告にあるように文字受信機を貸与する自治体が若干出てきました。これらの取り組みを全国的に広げていくよう、それぞれの地域で要望を出しましょう！

参考例：島根県出雲市 デジタル式行政無線



いまある行政の制度はとことん活用、さらに拡充をめざしましょう！

2 「社団法人 東京都聴覚障害者連盟」の防災活動

1. 東京都との協定書の締結

- (1) 7～8年前から災害時の都内の聴覚障害者の救援について、特に手話通訳の広域派遣について折衝を重ね、2010年9月に「災害時における手話ボランティア支援に関する協定書」を取り交わす。(別紙1)
- (2) 2012年3月に東京都と東京都聴覚障害者連盟で「手話ボランティア協定に基づく、災害時行動マニュアル」を発行。(別紙1)

2. 東京都聴覚障害者連盟としての組織的な取り組み

阪神淡路大震災のあった1995年度から組織内に災害対策委員会を設置して具体的な取り組みを開始。

- (1) 2008年11月に東京都手話通訳問題研究会災害対策班と共同で啓発プログラムの「災害は忘れた頃にやってくる」を制作し発表。
- (2) 2009年4月に「社団法人東京都聴覚障害者連盟災害対策本部設置要綱」を発表。(別紙2)
- (3) 2010年10月に「東京都聴覚障害者連盟・東京聴覚障害者自立支援センター 災害対策マニュアル(案)」を発表。2012年度に最終マニュアルを発表予定。

3. 災害対策の具体的な取り組み

- (1) 当初は連盟と通訳関係団体で話し合っていたが、現在は難聴団体等も一緒に協議している。
- (2) 災害時の救援は平常時からの取り組みが必須なので、毎年3月に開催する「耳の日集会」で、防災のコーナーを作り、災害時の携帯品を展示したり、非常食の試食会も開催している。
- (3) 災害時に身につけるバンダナや災害マニュアルを、スポンサーを探して作成し、全会員及び手話通訳者に配布した。ただし災害はいつ起こるか不明なのでこれらのグッズは常時携帯しなければ意味がないので習慣づけるように周知している。
- (4) 安否確認のために会員申し込み用紙には緊急時の情報提供についての可否を記入する欄を設けて緊急連絡の方法を把握している。
- (5) FAXは一斉送信できるシステムを作っているが、使用不可になることが予想されるので、携帯メールでの緊急時の一斉送信システムを検討している。

災害時、救援本部にメールで連絡を受けても瞬時に処理しきれないし、被災者が混乱の最中に自分で状況をメールしてくることは至難であるが、安否確認は最優先作業であるので、下記のシステムを検討中。

☆「無事・被災した」等簡単に答えられる選択肢を入れ込んだ安否確認メールを登録者に送る、受信者はボタンの操作だけで安否を送信できる。

- (6) 救援本部に予定している「東京聴覚障害者自立支援センター」(民間の聴覚障害者団体及び関係団体の所有。1998年7月に建設)は、災害時の救援体制を想定して建設時に防災設備を組みこんでいる。

【例】

- ・事業に「災害等の緊急時における支援・救護事業」を組み込んでいる。
- ・雨水貯水システムの採用（平常時はトイレの排水に利用しているが、非常時には簡易濾過により生活用水として利用できる）。
- ・非常発電設備を装備。
- ・ガソリン式小型発電機の設置。
- ・支援スタッフのための非常用備品・飲食料の備蓄。

4. 傘下団体の災害時の救援体制の取り組み

- ・東京都聴覚障害者連盟には 49 の傘下団体があり、各区・市と独自に交渉し、災害マニュアル等を作成しており、毎年 2 回情報提供や意見交換の場を設けている。

(別紙1)

**手話ボランティア協定に基づく
災害時行動マニュアル**

平成24年3月

社団法人東京都聴覚障害者連盟
東京都福祉保健局、生活文化局
東京ボランティア・市民活動センター

手話ボランティア協定に基づく災害時行動マニュアルについて

東京都と社団法人東京都聴覚障害者連盟（以下、「東聴連」という。）は、平成22年9月17日付けで、「災害時における手話ボランティア支援に関する協定」を締結した。これは、手話を主なコミュニケーション手段とする聴覚に障害を持つ方が、東京都内に災害が発生した場合に適切な情報伝達等を受けるために、東京都と東聴連が協力して円滑な手話ボランティア活動支援を行うことを目的として締結したものである。

東聴連に協力を依頼する事項は、以下の2点となる。

- 1 災害時における手話ボランティアの確保
- 2 広域ボランティア活動拠点（必要に前し、被災から3日目に開設し、原則として7日目に閉鎖する）が開設された場合、東京ボランティア・市民活動センターから派遣されるボランティアコーディネーターに協力員として協力し、区市町村のニーズに準じた手話ボランティアを派遣

東京都内に災害が起きた時、本協定に基づき、具体的に何をすればよいかをまとめたものがこのマニュアルである。

今後、「東京都地域防災計画」の改定など、状況の変化があった場合に必要な周知を踏まえながら、活用していきたいと考えている。

平成24年3月

東京都

ボランティアコーディネーター、協力員、手話ボラの役割

1 ボランティアコーディネーター
開設された広域拠点において、区市町村からのニーズに即じたボランティアの派遣・調整を行う。東京ボランティア・市民活動センター（原則として、社会福祉法人東京都社会福祉協議会）から派遣。

2 協力員
開設された広域拠点において、東京ボランティア・市民活動センターのボランティアコーディネーターと協力して、手話ボランティアの派遣・調整を行う。

3 手話ボランティア
ボランティアコーディネーター及び協力員の指示により、各避難所等で手話ボランティア業務を行う。また、派遣先の状況により、ホワイトボード等文字による情報提供が必要な場合には、派遣先の管理者に対し、その旨対応を依頼する。

※ 1は東京都社会福祉協議会職員としての業務、2及び3はボランティア

<2ページ以降で使われる用語の説明>

東京都災害対策本部生活文化品ボランティア班

東京都災害対策本部本部実施計画の定めるところにより災害発生時に、災害時におけるボランティア等への活動支援に関する総合的窓口として設置される。（構成員：主に生活文化市民生活部職員）

ボランティアに關する情報を収集・提供し、関係機関との連絡調整を行うとともに、広域ボランティア活動拠点を開設し、ボランティアやボランティアコーディネーターを受け入れ、区市町村等からのボランティアの派遣要請に基づき、区市町村等へボランティアを派遣する。

東京ボランティア・市民活動センター

都と社会福祉法人東京都社会福祉協議会とが締結した「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」に基づき、災害時におけるボランティア活動に係る情報の収集・調整を行うとともに、要が調整する広域ボランティア活動拠点へコーディネーターを派遣する。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

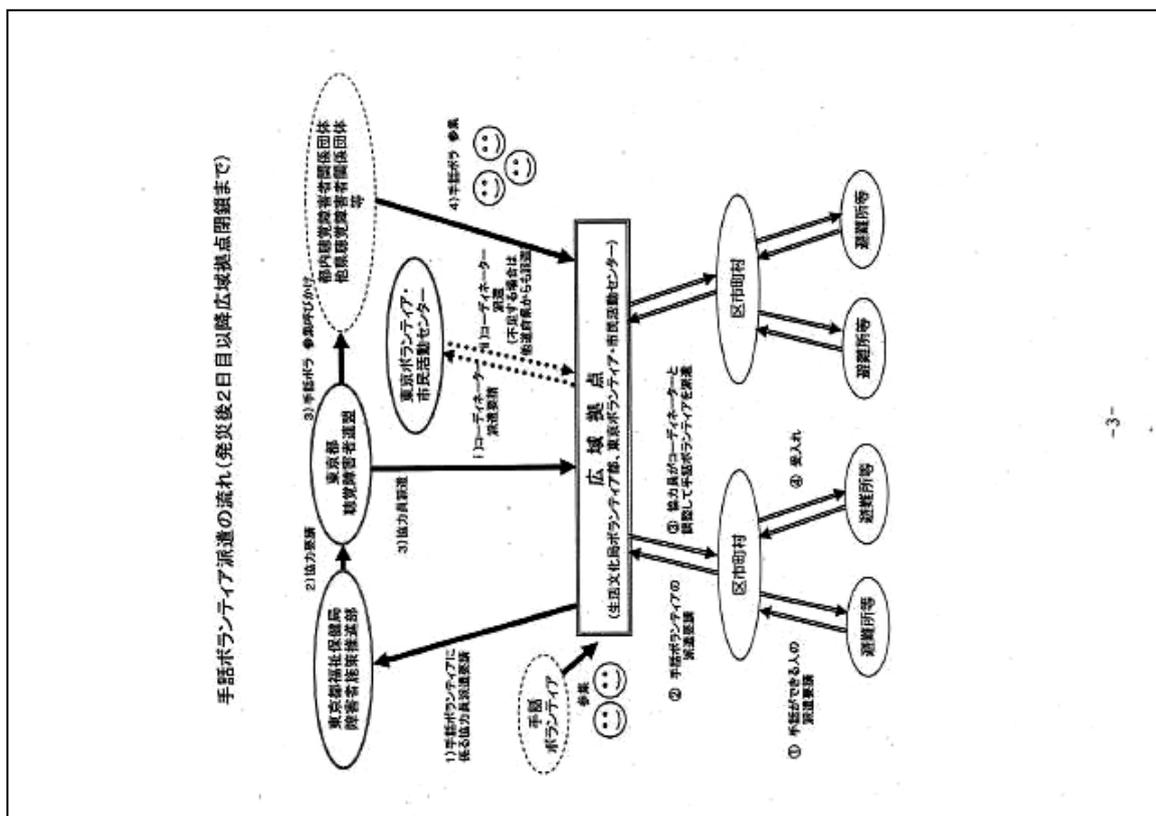
「東京ボランティア・市民活動センター」の運営主体。

目次

- 手話ボランティア協定に基づく災害時行動マニュアルについて
- ボランティアコーディネーター、協力員、手話ボランティアの役割・1
- 手話ボランティア派遣業務の役割分担表・・・・・・・・・・・・・2
- 手話ボランティア派遣の流れ
(被災後2日目以降広域拠点閉鎖まで)・・・・・・・・・・・・・3
- 協力員及び手話ボランティアとして従事する際の準備・・・・・・・・・・・・・4
- ボランティアと公的派遣の比較・・・・・・・・・・・・・5
- 災害時における手話ボランティア支援に関する協定書・・・・・・・・・・・・・6
- 広域拠点施設一覧・・・・・・・・・・・・・8

手話ボランティア派遣業務の役割分担表

担当	発災(震度4以上の地震又はそれに相当する災害が発生した場合)	2日目	3日目	1週間後
生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り速やかに職場へ参集(概ね24時間以内)、ボランティア部立上げ ○連絡調整委員を東京ボランティア・市民活動センターへ派遣、情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○開設する広域拠点の決定 ○広域拠点等の広報 ○広域拠点へ職員派遣 1) ボラセンへボランティア・コーディネーター派遣要請 1) 福祉保健局へ手話ボラに係る協力員派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点の開設 ○区市町村からのニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点閉鎖
東京ボランティア市民活動センター		<ul style="list-style-type: none"> ○開設する広域拠点へコーディネーター派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点の開設 ○区市町村からのニーズの把握 ○コーディネーターによるボランティア受付 ③ 実施直前から派遣された協力員と協力し、区市町村へ手話ボラ派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点の閉鎖
福祉保健局		<ul style="list-style-type: none"> 2) 東総連へ手話ボラに係る協力要請 		
社団法人 東京都聴覚障害者連盟 (東総連)		<ul style="list-style-type: none"> 3) 広域拠点へ手話ボラに係る協力員派遣 3) 部内・他県聴覚障害者関係団体等へ手話ボラ募集呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ③ コーディネーターと協力し、区市町村へ手話ボラ派遣 	
区市町村の動き			<ul style="list-style-type: none"> ② 避難所等のニーズを把握し、広域拠点に手話ボラ派遣要請 ③ 派遣された手話ボラを避難所等で受け入れ 	



聴力員及び手話ボランティアとして従事する際の準備

★心得

- 被災者の立場に立った活動しよう
- 地域住民の自立をサポートしよう
- 指示待ちではなく自分で考えて行動しよう
- 自分の健康管理をして無理のない活動しよう
- 危険なことはせず自分自身を守ろう
- 集団行動のルールを守ろう
- 自分の宿泊場所、食料、情報手段を事前に確保しよう

★標準的な携行品

- 財布
- 携帯電話
- 雨具 (カッパ)
- ウェストポーチ
- 健康保険証
- ゴミ袋 (ゴミを持ち帰る紙袋など)
- 筆記用具
- 食料 (活動口数分)
- 現金
- 軍手
- タオル
- テレホンカード
- 寝袋等 (宿泊地の予定がない場合)
- 水筒、飲料水
- 懐中電灯
- マスク
- 携帯ラジオ
- ティッシュ

★服装

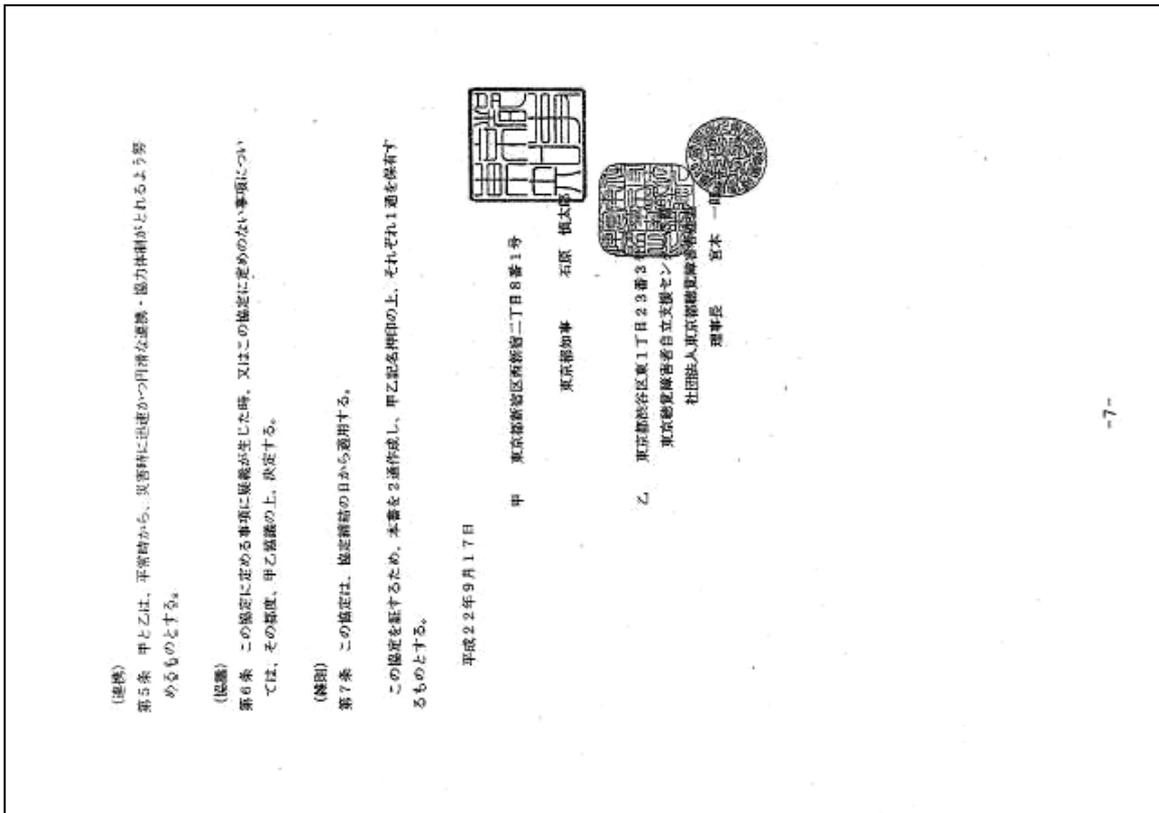
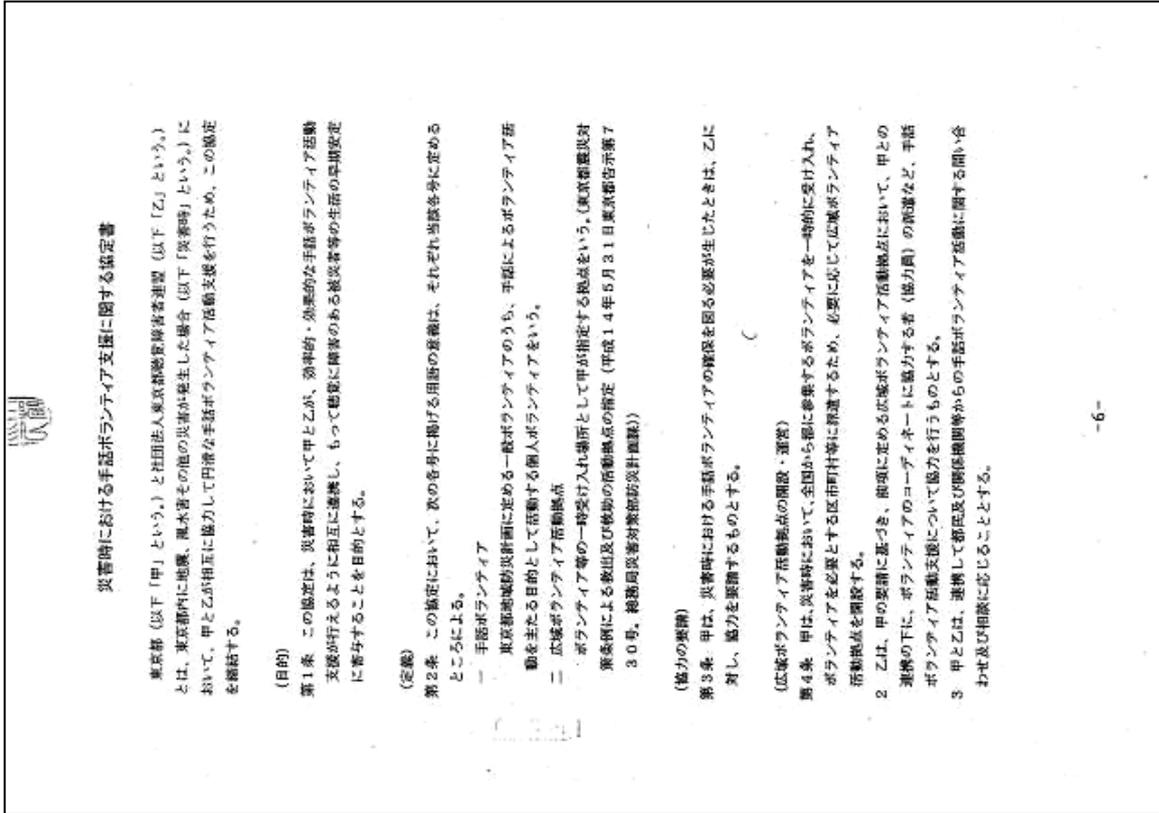
活動しやすい服装、歩きやすい靴で、(長袖、長ズボン、長靴 等)
 ただし、手話ボランティアとして活動時には手話の視やすさに配慮した服装を用意(濃い色の服、襟、裾は避ける等)

★ボランティア保険

思わぬケガなどに備え、加入しておくことよ。

ボランティアと公的派遣の比較

	ボランティア (都における災害時の一般ボランティア)	公的派遣 (東日本大震災における手話通訳派遣の例) <東京都 → 福島県>
定 義	自分の本来の仕事、学業とは別に、地域や社会のために自発的に時間や労力、知識、技能などを提供する活動	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする派遣(雑務)
根拠法令	なし	災害救助法
保険の適用	ボランティア保険適用(自己負担)	労災保険適用
報 酬	なし	あり
交通費の支給	なし	あり
宿泊費の支給	なし	あり
食費の支給	なし	なし



○広域拠点施設一覧

施設名	住所	電話番号	東京都防災行政無線
①東京芸術劇場	豊島区西池袋1-8-1 (JR池袋駅から徒歩2分)	03-5391-2111	7800-1
②東京都教職員研修センター	文京区本郷1-3-3 (JR水道橋駅から徒歩2分)	03-5802-0201	-
③東京体育館	渋谷区千駄ヶ谷1-17-1 (JR千駄ヶ谷駅から徒歩1分)	03-5474-2111	7802-1
④東京都立中央図書館	港区南麻布5-7-13 (東京メトロ日比谷線広尾駅から徒歩8分)	03-3442-8451	7803-1
⑤東京都美術館	台東区上野公園8-36 (JR上野駅から徒歩7分)	03-3823-8921	7805-1
⑥東京文化会館	台東区上野公園5-45 (JR上野駅から徒歩1分)	03-3828-2111	7806-1
⑦東京都現代美術館	江東区三好4-1-1 (東京メトロ半蔵門線清澄白河駅から徒歩9分)	03-5245-4111	7807-1
⑧東京国際フォーラム (ガラス棟地下1階ロビーギャラリー)	千代田区丸の内3-5-1 (JR有楽町駅から徒歩1分)	03-5221-8000	7808-1
⑨東京辰巳国際水泳場	江東区辰巳2-8-10 (東京メトロ有楽町線辰巳駅から徒歩10分)	03-5569-5061	7809-1
⑩東京都江戸東京博物館	豊島区横綱1-4-1 (JR池袋線西池袋駅から徒歩10分)	03-3626-9907	7810-1
⑪東京都立川地域防災センター	立川市錦町3233-2 (JR立川駅からバス乗車(稲根ヶ崎行き)立川 警察署下車徒歩2分)	042-529-0035	7106-5
⑫東京都多摩教育センター	立川市錦町6-3-1 (JR総武線西国分寺駅から徒歩10分)	042-524-7132	7811-1
⑬東京都埋蔵文化財調査センター	多摩市落合1-14-2 (京王線・小田急線多摩センターから徒歩5分)	042-373-5296	7812-1

※その他連絡先及び通信手段については、各広域拠点と協議の上、広域拠点設置時の状況に応じて定め、福祉保健局を通じて東京都聴覚障害者連盟に連絡する。

(P 9 ~ 15 は上記広域拠点 13 施設の地図なので略)

平成 24 年 3 月発行
 手話ボランティア協定に基づく災害時行動マニュアル
 東京都福祉保健局障害者福祉推進課
 〒163-8001 東京都豊島区西新井二丁目8番1号
 東京都庁第一本庁舎 26 階西側
 電話：03-5320-4147
 FAX：03-5398-1408
 メールアドレス：S0000231@section.metro.tokyo.jp

(別紙2)

ユ、ボランティア活動部
ホ、救済物資・義援金部
カ、医務部

(4) 役員
部長は理事を以て当てる

(5) 会連
本部内の運営を円滑にするため、本部連絡会議を開催する。

(6) 本部長
必要に応じ聴覚障害者の役員または事前に協議した関係団体の会員のなかから、本部長が本部員を指名する。
本部員は会連に属し、加齢を補佐する。

4. 本部の閉鎖
被害が顕著化し、対策本部としての業務が減少し、本部組織の必要性が少なくなつた場合は、本部内の協議を経て本部長が対策本部の解散を指示する。

5. 報酬
本部の設置および運営の細目と災害対策マニュアルは別途策定する。

6. 付則
この要綱は平成21年4月1日から施行する。

社団法人 東京都聴覚障害者連盟災害対策本部設置要綱

2009年4月1日

1. 趣旨
この要綱は、東京都内および近郊で災害が発生し、社団法人東京都聴覚障害者連盟として災害対策本部を設置しなければならなくなった時に必要な事項を定める。

2. 本部の設置
(1) 重大な災害が発生した場合、または発生が予測される場合は、下記の基準により事務局長からの報告を受けて、理事長が本部の設置を指示する。
*本部設置基準
ア、震度5以上の地震や関連する津波等で、家庭の倒壊や人命への危害が多量に発生する等、国や東京都、あるいは気象庁等災害関連機関から緊急な警戒を求められた場合
イ、台風等の風水害により多数の会員に床下浸水や土砂崩れの被害があり人命財産に被害を受けると予測される等、国や東京都、あるいは気象庁等災害関連機関から緊急な警戒を求められた場合
ウ、化学物質や爆発・放射能等により、多数の会員の人命財産に被害が予想される等、国や東京都、あるいは気象庁等災害関連機関から緊急な警戒を求められた場合
エ、東京都の警戒宣言がなされた場合
オ、その他の災害で理事長が必要と認めた場合
(2) 本部は原則として東京都港区の東京都聴覚障害者自立支援センター内に設置するものとし、万一被災等により使用不能の場合は、あらかじめ選定した場所に設置するものとする。
(3) 本部を設置した場合は直ちに関係各機関および団体に通知する。

3. 組織
(1) 本部長
本部長は理事長が当たる。
本部長は本部の運営を統括する。
(2) 本部長代行
被災や交通機関の途絶等で理事長が本部へ到着出来ない場合は、副理事長または事務局長が代行する。
(3) 本部内組織
本部内に次の組織を置く
ア、情報連絡部
イ、災害確認部
ウ、渉外部

3 厚生労働省通知文（聴覚障害者関係のみ）

(1) 2011年3月11日付「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」

事務連絡
平成23年3月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援については、平成23年3月11日付事務連絡「「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」において万全の対応をお願いしているところです。

中でも視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
自立支援振興室 障害者災害対策専門官 田口

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 代表 03-5253-1111（内線）3079

直通 03-3595-2097

FAX 03-3503-1237

E-mail masayuki-taguchi@mhlw.go.jp

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)	
視覚障害	聴覚障害
<p>・避難所等において、視覚障害者への理解を求める。 ・視覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。</p>	
<p>安否の確認 被災地域の要援護者を確認</p>	<p>・ブラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など) ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「耳マーク」の活用)など)</p>
<p>ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容</p>	<p>・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。</p>
<p>関係者との連携 避難所等における活動</p>	<p>・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。</p>
<p>避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など</p>	<p>・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。</p>
<p>情報の共有 食料・救護物資の配給など</p>	<p>・ブラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。 (悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)</p>
<p>機材・物品 共用品・消耗品の手配など</p>	<p>・テレビ(字幕・手話放送) ・ホワイトボード(設置型、携帯型) ・補聴器用電池 等</p>

(2) 2011年3月20日付「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」

事務連絡
平成23年3月20日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

視聴覚障害者等への避難所等における情報・
コミュニケーション支援について

標記については、別添3月11日付事務連絡（『3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について』障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課3課連名事務連絡（抜粋）及び、『3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について』自立支援振興室事務連絡）により、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すよう避難所等における具体的な支援例を示しお願いしているところです。

現在、被災地以外の都道府県においても多くの被災者や避難者の受け入れが行われているところですが、被災地は勿論のこと避難地においても、視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・コミュニケーション支援が重要となります。

避難地の都道府県等におかれましても前記事務連絡に基づき情報・コミュニケーション支援にご配慮頂くとともに、各市町村、避難所等に周知頂きますよう宜しくお願いいたします。また、被災地の県等におかれましても引き続き情報・コミュニケーションの支援にご配慮を宜しくお願いいたします。

なお、現地の人材だけでは対応できない状況も考えられることから、今後、被災自治体等の要請に応じて全国からの手話通訳者やろうあ者相談員などの関係者の派遣を調整することとしており、現在、関係団体で構成する「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」等と検討を進めています。

おって、詳細が決まり次第ご連絡いたします。

(3) 2011年3月30日付「視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について」

事務連絡
平成23年3月30日

岩手県
宮城県 障害保健福祉部（局）御中
福島県

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について

今般、視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関し、公的機関の窓口、避難所の要援護者用窓口、福祉避難所、病院等での手話通訳者等が不足する場合に、被災地の要請に基づき他地域からの派遣対応ができるよう関係団体と連携し、別紙の仕組みを構築いたしました。（別添1「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部、東北関東大震災視覚障害者支援対策本部」宛事務連絡参照）

現在、別添2のとおり、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉部（局）宛事務連絡を発出し、派遣の協力をお願いしているところです。

つきましては、貴県において手話通訳者等の派遣の必要がある場合には、当室までご連絡いただくようお願いいたします。

なお、視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援については、3月11日付及び3月20日付の当室（自立支援振興室）事務連絡により具体的な例をお示ししているところでありますが、特に視覚障害のある方につきましては、食糧配給やトイレなどの場所、使用方法などを適切に伝えるとともに、移動や食事時の支援などの対応にもご配慮をお願いいたします。また、聴覚障害のある方については、ホワイトボードなどを使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報が伝わるよう引き続きご配慮をお願いいたします。

（問合せ先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者災害対策専門官 田口：taguchi-masayuki@mhlw.go.jp

（代表）03-5253-1111（内）3079

（ダイヤル）03-3595-2097

（FAX）03-3503-1237

事 務 連 絡

平成23年3月30日

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

御中

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について

標記については、本日、別添のとおり、各都道府県・指定都市・中核市障害保健福祉部（局）宛事務連絡を发出し、被災地への手話通訳者等の派遣の協力依頼をするとともに、被災県（岩手県、宮城県、福島県）の障害保健福祉部（局）に対し、派遣の要請希望等について事務連絡を发出したところです。

今後、各都道府県等からの派遣職員の登録及び被災県等からの派遣要請等について情報提供をさせていただきますので、派遣者、派遣期間、派遣場所等の調整及び派遣元や派遣先との連絡等についてご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、被災地における視聴覚障害者の実態把握や被災者への支援活動等についても被災県等と連携の上特段のご協力をお願いいたします。

（参考）

岩手県 保健福祉部障がい保健福祉課 TEL 019-629-5447

宮城県 保健福祉部障害福祉課 TEL 022-211-2541

福島県 保健福祉部障がい福祉課 TEL 024-521-7171

（問合せ先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者災害対策専門官 田口：taguchi-masayuki@mhlw.go.jp

（代 表） 03-5253-1111（内）3079

（ファクシムレ） 03-3595-2097

（F A X） 03-3503-1237

事務連絡

平成23年3月30日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局） 御中
中核市
（岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について

標記については、平成23年3月11日付事務連絡「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障がい者等への対応について」（障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課3課連名）及び「3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」（障害保健福祉部企画課自立支援振興室）により、被災地域における手話通訳者等の派遣などの情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いしているところです。

今般、被災地において、公的機関の窓口、避難所の要援護者用窓口、福祉避難所、病院等での手話通訳者等が不足する場合に他地域からの派遣対応ができるよう、関係団体と連携し、別紙の仕組みを構築いたしました。

つきましては、管内の市町村、関係団体、視聴覚障害者情報提供施設等に対して、手話通訳者等の派遣につき協力依頼を行っていただきますとともに、当面、4月11日（月）から5月13日（金）の間に派遣が可能な手話通訳者等（自治体、視聴覚障害者情報提供施設、社会福祉協議会の職員（現在、手話通訳等の業務に携わっていないが、手話通訳士等の資格を持つ職員を含む。））につきまして「（別紙1）派遣職員登録票」に記入いただき、4月5日（火）までに以下の厚生労働省の担当者宛メールにて送付いただきますようお願いいたします。

なお、具体的な派遣につきましては、被災地からの要請がまとまり次第、関係団体で組織する「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」等と調整することとしていますので念のため申し添えます。

（問合せ及び調査結果報告先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者災害対策専門官 田口：taguchi-masayuki@mhlw.go.jp

（代表） 03-5253-1111（内）3079

（ダイヤル） 03-3595-2097

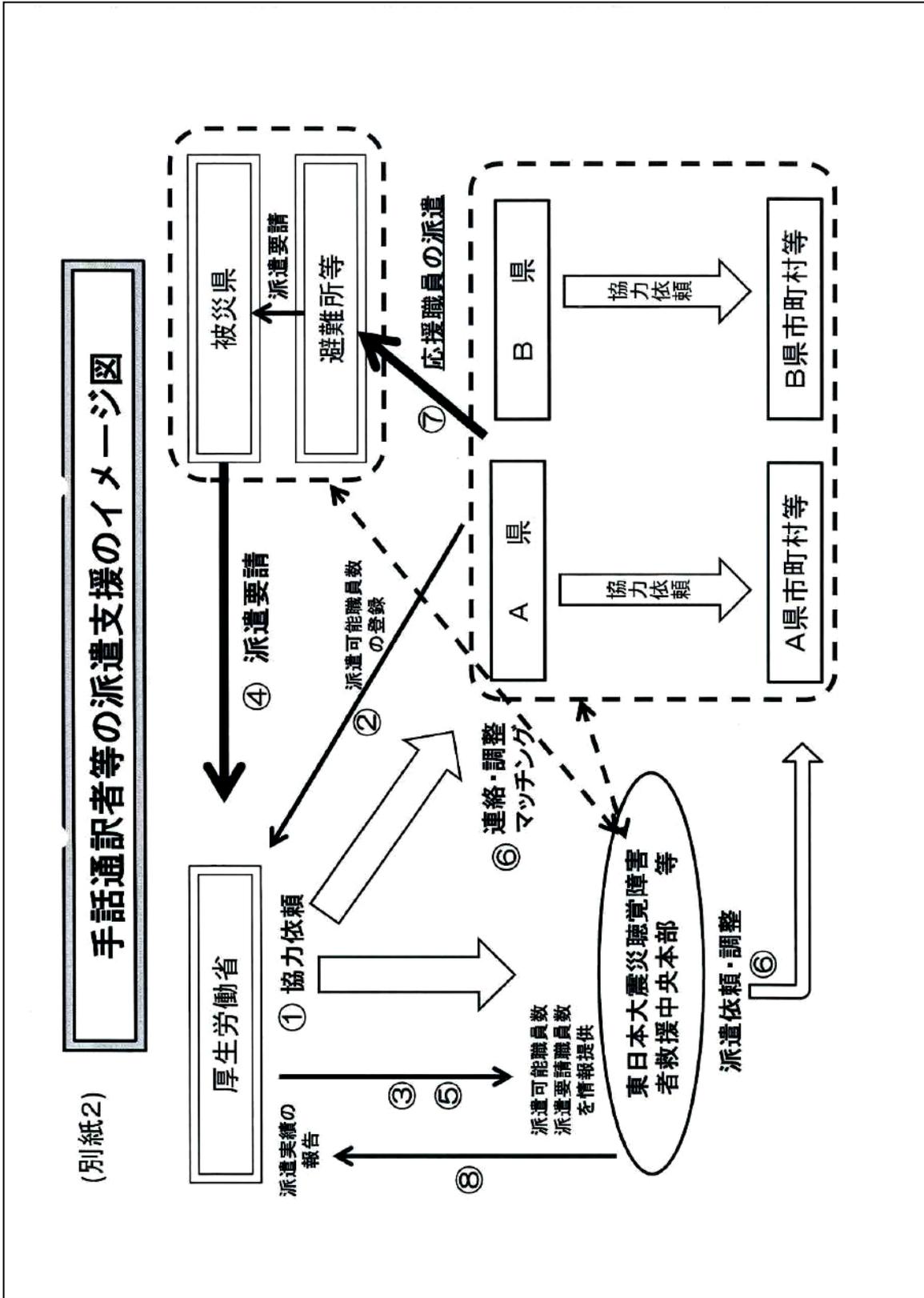
（FAX） 03-3503-1237

(別紙1) 派遣職員登録票 県・市

都道府県名	市町村名	担当者名 (役職)	TEL	
			FAX	

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	○月○日～○月○日(○日間)	手話通訳者	男・女	
1				
2				
3				
4				
5				

※「派遣可能な職員の職種」欄には、手話通訳者(手話通訳奉仕員は含まない。)、ろうあ者相談員、点訳者・音訳者、要約筆記者(手書き・パソコンの別)等派遣いただける職員の職種を記載して下さい。
 ※4月11日(月)～5月13日(金)に派遣が可能な職員について、ご記入下さい。



(参考)

厚生労働省障害保健福祉部
 企画課自立支援振興室
 連絡先 TEL 03-3595-2097
 FAX 03-3503-1237

視聴覚障害者等の支援体制

(平成23年3月30日現在)

東日本大震災被災者支援中央本部
 ・本部 全日本ろうあ連盟内
 TEL 03-3268-8847
 FAX 03-3267-3445
 e-mail tohoku-eq2011@fd.or.jp
 ・構成員 全日本ろうあ連盟
 全国手話通訳問題研究会
 日本手話通訳士協会
 ・協力団体 全国聴覚障害者情報提供施設協議会
 全国手話研修センター
 全日本視覚者・中途失聴者団体連合会
 全国要約筆記問題研究会
 全国ろうあ者協会
 日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会
 全国聴覚障害者教職員協議会
 CS障害者放送統一機構
 など

日本盲人福祉委員会
 東北関東大震災被災者支援対策本部
 ・本部 日本盲人福祉委員会(日本盲人会連合内)
 TEL 090-1704-0874
 FAX 03-5291-7886
 e-mail pxb02194@nifty.ne.jp (暫定)
 ・構成員 日本盲人福祉委員会
 (日本盲人会連合)
 (日本盲人社会福祉施設協議会)
 (全国盲学校長会)
 ・協力団体 全国視覚障害者情報提供施設協議会
 日本盲導犬協会
 など

厚生労働省現地対策本部
 岩手県
 岩手労働局事務室内
 盛岡市中央通2-1-20
 あいおいニッセイ同和損保盛岡中央ビル
 TEL 019-629-3026
 FAX 019-629-3027
 宮城県
 東北厚生局事務室内
 仙台市青葉区花京院2-1-65
 花京院プラザ
 TEL 022-726-6020
 FAX 022-380-6022
 福島県
 福島労働局事務室内
 福島市鞆町1-46
 福島台同庁舎内
 TEL 024-536-4610
 FAX 024-536-4614

視聴覚支援本部
 岩手県 (※4月1日～)
 社団法人岩手県ろうあ協会内
 盛岡市三本柳13地割42番1号
 TEL 019-601-2020
 FAX 019-601-2021
 宮城県
 社団法人宮城県ろうあ協会内
 仙台市宮城野区幸町4-6-2
 宮城県障害者福祉センター
 TEL 022-293-5531
 FAX 022-293-5532
 福島県
 社団法人福島県聴覚障害者協会内
 福島市渡利字七社宮111
 県総合社会福祉センター
 TEL 024-522-0681
 FAX 024-522-0681

現地対策本部
 岩手県本部
 岩手県立聴覚障害者情報センター内
 盛岡市盛岡駅前西通1
 TEL 090-1704-2448
 FAX 019-806-1744
 宮城県本部
 宮城県聴覚障害者情報センター内
 仙台市青葉区上杉6
 TEL 090-1704-0437
 FAX 022-219-1642
 福島県本部
 福島県障害者図書館内
 福島市鞆台町6
 TEL 024-531-4850
 FAX 024-534-0522

被災県
 岩手県保健福祉部
 障がい保健福祉課
 TEL 019-629-5447
 FAX 019-629-5454
 宮城県保健福祉部
 障害福祉課
 TEL 022-211-2541
 FAX 022-211-2597
 福島県保健福祉部
 障がい福祉課
 TEL 024-521-7171
 FAX 024-521-7928

4 「東日本大震災」で被災した聴覚障害を持つ高齢者・重複障害者の受け入れについて

救本第 110001 号
2011 年 4 月 13 日

岩手県 介護保険課・高齢福祉課 様
障害保健福祉主管部（局）様
宮城県 介護保険課・高齢福祉課 様
障害保健福祉主管部（局）様
福島県 介護保険課・高齢福祉課 様
障害保健福祉主管部（局）様
岩手県東日本大震災聴覚障害者救援地域本部 様
宮城県東日本大震災聴覚障害者救援地域本部 様
福島県東日本大震災聴覚障害者救援地域本部 様

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部
本部長 石野富志三郎
162 - 0801 東京都新宿区山吹町 130SK ビル 8 階
財団法人全日本ろうあ連盟 気付
Tel03 - 3268 - 8847 ・ Fax03 - 3267 - 3445

「東日本大震災」で被災した 聴覚障害をもつ高齢者・重複障害者の受け入れについて

私どもは聴覚に障害を持つ当事者団体とその関係者で構成し、今回の東日本大震災で被災した聴覚障害者等への支援を行っている団体です。

さて、標記につきましては、協力団体である「全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会」および「全国ろう重複障害者施設連絡協議会」より、ろう高齢者・ろう重複障害者への支援（施設入所受け入れ）が可能との連絡がありましたので、施設リストを添付しご紹介いたします。

貴県におかれましては、施設入所が必要なろう高齢者・ろう重複障害者がおりましたら、添付リストにあります入所施設にご連絡くださいますようお願い致します。

なお、施設によって具体的な受け入れ条件が異なります。実際の利用についてのご相談は、直接各施設にお問い合わせくださいますようお願い致します。

また、どこに相談すればよいか等不明な場合は、下記までご相談いただければ対応致します。

1. ろう高齢者

全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会 連絡窓口
特別養護老人ホーム「ななふく苑」
Tel 049 - 276 - 5311
Fax 049 - 276 - 5315

2. ろう重複障害者

全国ろう重複障害者施設連絡協議会 連絡窓口
身体障害者入所授産施設「ふれあいの里・どんぐり」
Tel 049 - 295 - 9321
Fax 049 - 295 - 9322

以 上

5 聴覚サポート「なかま」:日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会

日本財団助成事業
日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会

東日本大震災
被災聴覚障害者
相談支援事業

聴覚サポート 「なかま」

今回の大震災で…

精神的にショックを受けている
仕事をなくしてしまった
生活が苦しくなった



でも、大震災前の普通の生活に戻りたい!

このような聴覚障害者の自立努力を、聴覚障害の特性を熟知し、手話やその聴覚障害者に合ったコミュニケーション手段が使える社会福祉士・精神保健福祉士が、側面からサポートいたします。

「困ったこと」なんでも相談ください。

住宅・車の相談

心の相談

就労相談

医療の相談

介護相談

福祉の相談等

日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会

日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会は、聴覚障害者とコミュニケーションができる社会福祉士・精神保健福祉士の集まりで、今回の震災で聴覚障害者への全国的な支援を実施している東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の協力団体となっています。

- ◆住所 〒150-0011 東京都渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター内
- ◆FAX 03-5464-6059 ◆TEL 03-5464-6058
- ◆メール office@jaswdhh.org ◆協会ホームページ <http://jaswdhh.org/>
- ◆協会ブログ <http://blog.jaswdhh.org/>

6 「目で聴くテレビ」の災害時の放送と情報提供

「目で聴くテレビ」は、震度6強の地震が発生した場合、すみやかに緊急災害放送を開始します。その他の災害の場合は、全国的に大きな被害が予想される場合などに、随時判断をして、緊急災害放送を行います。

「目で聴くテレビ」の放送の内容は、以下の全部または一部を想定しています。

●CS通信での緊急災害放送

- ①「アイ・ドラゴン3」へ緊急信号を発信、光警報機が点滅して、「目で聴くテレビ」緊急災害放送開始をお知らせ
- ②字幕・手話が付与されていない、NHK総合テレビの災害報道特別番組などに、可能な限り迅速に、リアルタイム字幕・手話を付与して放送
- ③「聴覚障害者災害救援現地本部」において、安否確認ができた人名を放送
- ④被災地に衛星中継車を派遣して、被災地から生中継番組を放送
- ⑤独自の情報による災害特別番組を放送
- ⑥被災地の食事や入浴などに関する生活情報を詳しく伝えているFMラジオの放送内容を、字幕と手話で放送
- ⑦以上の番組を一定期間、スカラネット上でオンデマンド配信
(スカラネットは、字幕・手話・音声解説などを付与したバリアフリーな映像を、インターネットのオンデマンド機能を使って、パソコンやスマートフォンから見る事ができるサイトです。「目で聴くテレビ」のホームページからお入りください)



2011年3月11日の東日本大震災緊急災害放送

●避難所への「アイ・ドラゴン3」設置を

緊急災害時の聴覚障害者への情報保障の一環として、避難所となる公共施設や聴覚障害者が集まる施設に「アイ・ドラゴン3」を設置していただくよう、都道府県や市区町村に働きかけています。



2011年3月の東日本大震災では、衛星中継車を被災地に派遣

●「緊急災害放送」近年の放送実績

- 2004年 新潟県中越地震 ただちに衛星中継車を現地に派遣し、翌日に生中継
- 2005年 JR西日本福知山線事故など
- 2007年 3月に能登半島地震、7月に中越沖地震など
- 2008年 6月に岩手宮城内陸地震、7月に岩手沿岸北部地震など
- 2009年 8月に静岡県沖地震、10月に台風18号大雨洪水警報など
- 2010年 2月にチリ大地震による太平洋沿岸大津波警報など
- 2011年 東日本大震災 震災発生直後から緊急災害放送に切り替え、NHKニュースに手話と字幕をつけて放送。インターネットも使った配信も実施。

●東日本大震災での緊急災害放送

3月11日午後2時46分に地震発生。緊急災害放送実施規定の震度6以上であることを確認と同時に緊急体制をとり、各セクションのスタッフを召集、24分後の午後3時10分よりリアルタイム字幕・手話放送を開始、同時にインターネットでの配信も開始しました。また、あらゆるつながりをたぐって、被災地情報の収集を始めました。3月に行った緊急災害放送の内容が次ページの表です。4月には、国際手話での放送、現地のFM放送の生活情報を手話と字幕での放送、視覚障害者向けに解説放送の付与も試行しました。

⑥ 「目で聴くテレビ」の災害時の放送と情報提供

■ 「目で聴くテレビ」東日本大震災での緊急災害放送（2011年3月）

<オリジナル番組>

<リアルタイム字幕
・手話放送(NHK総合)>

日	曜日	放送時間	放送内容
11	金		
12	土		
13	日		
14	月	18:45~19:30	①宮城県立聴覚支援学校の先生よりのメール(キャスター説明) ②兵庫耳の日大会募金活動(VTR)
15	火	18:45~19:30	①岩手県立視聴覚障がい者情報センターより(キャスター説明) ②仙台・プラスヴォイスより(キャスター説明) ③全日本ろうあ連盟石野理事長コメント(VTR)
16	水	18:45~19:30	①兵庫耳の日大会募金活動(VTR) ②全日本ろうあ連盟石野理事長コメント(VTR) ③安否情報・宮城県(VTR)
17	木	18:45~19:45	①てんかん協会より「てんかんについて」(キャスター説明) ②聴障・医ネットより「低体温症について」(キャスター説明) ③半澤さん、穀田さんインタビュー(VTR) ④安否情報・宮城県(VTR)
18	金	18:45~19:30	①宮城県立聴覚支援学校の先生よりのメール(キャスター説明) ②東日本大震災聴覚障害者救援中央本部久松事務総括「署名用紙について」(キャスター説明) ③聴障・医ネットより「低体温症について」(キャスター説明) ④てんかん協会より「てんかんについて」(キャスター説明) ⑤聴障・医ネットより「避難所生活とインフルエンザ」(VTR) ⑥安否情報・宮城県(VTR)
19	土	18:45~19:30	①気仙沼のろう者の方からのメール(キャスター説明) ②東日本大震災聴覚障害者救援中央本部第1回会議(VTR) ③全日本ろうあ連盟石野理事長インタビュー(VTR) ④全難聴高岡理事長インタビュー(VTR) ⑤安否情報・宮城県(VTR)
22	日	20:00~20:30	①東日本大震災聴覚障害者救援中央本部小出事務副総括より3月20日時点でのお知らせ(VTR) ②義援金の募金活動・滋賀(VTR)
23	月	20:00~20:30	①今村彩子さんレポート(キャスター説明) ②各地ろうあ協会からの安否・避難者等の報告(キャスター説明) ③BBCよりお見舞いのメール紹介(キャスター説明) ④聴障・医ネットより「避難所生活とインフルエンザ」(VTR)
24	火	20:00~20:30	①今村彩子さんレポート(キャスター説明) ②各地ろうあ協会からの安否・避難者等の報告(キャスター説明) ③聴障・医ネットより「避難所生活とインフルエンザ」(VTR) ④宮城県ろう協会(VTR)
25	水	20:00~20:30	①JDF会議、東日本大震災聴覚障害者救援中央本部久松事務総括、仙台空港(VTR) ②応援メッセージ・大阪(VTR)
25	木	20:00~20:30	①東日本大震災聴覚障害者救援中央本部久松事務総括が宮城本部訪問、支援物資号出発、ろうの夫妻のインタビュー(VTR) ②応援メッセージ・大阪(VTR)
28	金	20:00~20:30	①聴障・医ネットより「放射線関連情報」(キャスター説明) ②今村彩子さんレポート(情報保障が足りない!・ろうの夫妻インタビュー)(VTR)
29	土	20:00~20:30	①宮城県立聴覚支援学校の先生のコメント(VTR) ②応援メッセージ・熊本(VTR)
30	日	20:00~20:30	①今村彩子さんレポート(取材活動まとめ)(VTR) ②聴障・医ネットより「子どもの心のケア」(VTR) ③聴障・医ネットより「放射線関連情報」(VTR) ④応援メッセージ・宮崎、群馬、鹿児島(VTR)

日	曜日	放送時間
11	金	※インターネット配信も実施
12	土	12:00~16:00 18:00~20:00
13	日	11:00~13:00 17:30~19:30
14	月	13:00~14:00 18:00~20:00
15	火	13:00~14:00 18:00~18:45 0:15~0:45
16	水	13:00~14:00 18:00~18:45
17	木	14:00~15:00 18:00~18:45
18	金	14:00~15:00 18:00~18:45
19	土	13:50~14:10 18:00~18:45

7 「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の活動」 ～皆と共に力を合わせて復興へ～

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 ① ～皆と共に力をあわせて復興へ～

地震発生 2011年3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130kmの海底を震源として発生した東北地方太平洋沖地震は、日本における観測史上最大の規模、マグニチュード(M)9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約500km、東西約200kmの広範囲に及んだ。この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.5mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

また、地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失し、原子炉を制御できなくなり、核燃料の溶融等様々な要因が重なり、レベル7(深刻な事故)に相当する多量の放射性物質が外部に漏れ出す原子力事故となった。(福島第一原子力発電所事故)これにより、原発のある浜通り地域を中心に周辺一帯の福島県住民は今でもなお避難生活を強いられている。



震源地



発生時刻で止まった宮城県ろうあ協会事務所の時計



直後の宮城県ろうあ協会事務所



壊れたビル



津波の跡



公衆電話で状況報告をする小泉会長



情報を掲示する



災害伝言掲示を見入る人々

※写真提供: 社団法人宮城県ろうあ協会

県	人口	死亡	行方不明	合計	死亡・行方不明率
岩手	1,325,643	4,664	1,442	6,106	0.46%
宮城	2,346,853	9,495	2,006	11,501	0.49%
福島	2,024,089	1,604	234	1,838	0.09%

※警視庁緊急災害警備本部広報資料 2011年11月1日

県	会員等	死亡	行方不明	合計	死亡・行方不明率
岩手	195	3	0	3	1.54%
宮城	750	14	0	14	1.87%
福島	670	0	0	0	0.00%

被害状況

全日本ろうあ連盟の動き

3月11日の震災発生をうけ、同日夜、全日本ろうあ連盟本部事務所にて救援中央本部設立に向け協議および情報収集を行う。

3月13日、内閣府・厚生労働省と首相官邸および東京電力の記者会見への手話通訳手配について協議、同日より手話通訳がつく。同日、中央対策本部のHPを開設、日聴紙編集部でツイッター、ブログも開設、「東日本大震災に関する聴覚障害者関連情報」の提供を開始。



3月13日官邸記者会見



官邸記者会見



連盟HP「東日本大震災に関する聴覚障害者関連情報」

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 ②

～皆と共に力をあわせて復興へ～

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部第1回会議

3月18日、東日本大震災聴覚障害者救援中央本部第1回会議を開催。現地状況報告、構成団体報告、厚生労働省報告、文部科学省報告を受け、救援中央本部の行動方針、物資支援、手話通訳、義援金など各支援担当の行動方針について協議する。



黙祷する中央本部会議出席者一同



会議の様子

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部組織図

本部長	石野 富志三郎 (全日本ろうあ連盟 理事長)
副本部長	小中 栄一 (全日本ろうあ連盟 副理事長)
副本部長	石川 芳郎 (全国手話通訳問題研究会 副会長)
副本部長	小椋 英子 (日本手話通訳士協会 会長)
事務総括 ・ 事務副総括 ・ 会計担当	
・ 義援金担当	・ 物資支援担当
・ 手話通訳担当	・ 情報・広報担当
	・ ろう者支援担当
	・ 医療・メンタル担当

石野救援中央本部長



救援中央本部事務総括東北訪問

3月22日～29日、救援中央本部事務総括が宮城県仙台市、岩手県盛岡市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市を訪問し、各地域のろうあ協会、全通研支部と支援活動方針、具体的内容について話し合いを行う。



3月23日宮城県 日本障害フォーラム(JDF)会議



東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部



3月23日宮城本会議



3月24日岩手県聴覚障害者関連組織会議



3月25日岩手県ろうあ協会事務所



3月25日秋田県聴覚障害者協会会議



3月26日秋田県のテレビ放送



3月27日東日本大震災聴覚障害者救援福島県本会議



3月28日福島県庁

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 ③

～皆と共に力をあわせて復興へ～

物資支援

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部は宮城本部からの要請を受け、関東ブロックに支援を呼びかけたところ善意の救援物資が大量に集まった。3月26日、これら救援物資を日本財団支援のワゴン車に載せ、全日本ろうあ連盟本部事務所から宮城県の被災地へ出発した。



3月25日全日本ろうあ連盟本部事務所



全日本ろうあ連盟本部事務所



3月26日宮城県の被災地へ出発



3月27日宮城本部 救援物資



宮城本部 日本聴力障害新聞配布



宮城本部 日本聴力障害新聞配布

被災地現地報告会開催

救援中央本部事務総括による東北5県現地視察報告と宮城県へ救援物資を運搬したろう者支援担当、物資支援担当からの報告が行われた。



3月29日被災地現地報告会



被災地現地報告会

民主党ヒアリング

3月29日、民主党障がい者政策PT(プロジェクトチーム)による「障がい者政策PT・難病対策WT合同会議」においてヒアリングがあり、全日本ろうあ連盟理事が出席し連盟からの要望を提出した。



3月29日
民主党ヒアリング

手話通訳派遣

救援中央本部は被災地からの要請を受け、被災現地への手話通訳派遣について厚労省と交渉した結果、3月30日に厚労省から各都道府県・指定都市・中核都市の障害保健福祉部あてに、手話通訳者等の派遣が要請された。救援中央本部の手話通訳担当が被災現地および派遣される手話通訳者と連絡を取りながら手話通訳派遣体制を調整し、現地へ多くの手話通訳者を派遣した。



被災現地での手話通訳



被災現地での手話通訳



被災現地での手話通訳

※4月7日撮影

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 4

～皆と共に力をあわせて復興へ～

東日本聴覚障がい者支援岩手本部発足

4月3日、岩手県立視聴覚障がい者情報センターにおいて、東日本大震災聴覚障がい者支援岩手本部の立ち上げについての会議が行われ、正式に「東日本大震災聴覚障がい者支援岩手本部」が発足した。



4月3日聴覚障がい者支援岩手本部



岩手本部会議



岩手本部会議参加者

宮城本部・福島本部訪問

4月3日の岩手本部に続き、4日宮城本部、5日福島本部を副総括が訪問。状況調査および今後の方針について話し合いを行った。



4月5日福島県本部事務所



福島県本部



福島県本部

物資支援

4月6日に、被災地から要望のあった野菜ジュース、ビタミン剤、トイレトペーパー、サララップ、アルミホイル、消臭剤（噴霧タイプ）、ジェルタイプ消毒石鹸、除菌ウエットティッシュ、うがい薬等物資の寄付受付を始め、全国各地から多くの寄付をいただいた。また、会員の尽力により、自転車20台の寄付をいただいた。



4月11日宮城県避難所



宮城県避難所



宮城県避難所 寄贈された自転車を前に



4月13日岩手本部 物資の贈呈



岩手本部



岩手本部

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 5

～皆と共に力をあわせて復興へ～

物資支援



4月14日岩手県大船渡市役所 物資の贈呈



岩手県大船渡市役所



岩手県大船渡市役所



4月16日福島県本部 諫早手話サークルより遺贈のバンダナ



福島県本部 黙祷する皆さん



福島県本部

宮城本部ミーティング

4月16日、宮城本部全体ミーティングが開催され、活動報告、今後の活動方針等の話し合いが行なわれた。救援中央本部より事務総括他3名、日本財団より1名が出席した。その後、女川町へ被災者訪問、物資支援を行う。



4月16日宮城本部ミーティング



宮城本部ミーティング



宮城本部 インテル社より寄贈のパソコン



4月16日宮城県女川町視察



宮城県女川町視察



宮城県女川町視察

東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 ⑥

～皆と共に力をあわせて復興へ～

石野本部長東北3県救援本部・被災地訪問

5月2日～5日、石野本部長と副総括が東北3県の救援本部を訪問し、被災現地を視察し、現地本部の方々や被災された方々を激励した。

5月2日、救援福島県本部を訪問し、活動支援金、三重県ろう協会女性部からの千羽鶴、全日本ろうあ連盟本部事務所からの寄せ書きを贈呈した。



5月3日、宮城県庁を訪問し、保健福祉部障害福祉課課長補佐に「情報提供施設設立」「手話通訳者設置」「ろうあ者相談員派遣要請」についての要望をまとめた県知事あて要望書を渡し、懇談した。

岩沼地域のろう者の集會に参加。天候もよく約50人が集まり、石野本部長のあいさつ、連絡事項等の情報伝達、物資配布を行う。

宮城本部のミーティングに参加し、活動支援金および全日本ろうあ連盟本部事務所からの寄せ書き贈呈した。

5月4日、宮城県石巻市蛇田運動総合公園での石巻地域のろう者の集會に参加した。約30人が集まり、石野本部長のあいさつ、連絡事項等の情報伝達、物資配布を行った後、参加者と懇談を行った。



5月5日、岩手本部を訪問し、活動支援金および全日本ろうあ連盟本部事務所からの寄せ書きを贈呈した。岩手本部長から現状報告を受けた後、第2回岩手本部會議に参加。岩手本部構成団体の他、県障がい保健福祉課長、情報センター長、青森県聴覚障害者情報提供施設長も出席し、現状の課題について話し合い、これからの取り組みを確認した。



東日本大震災聴覚障害者救援中央本部第2回會議

5月12日、3県本部と救援中央本部各担当で情報、意見交換を実施した。同日、第2回救援中央本部會議を実施した。



東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 7

～皆と共に力をあわせて復興へ～

全日本ろうあ連盟第62回評議員会、東北6県協会役員・中央本部懇談



6月10日、全日本ろうあ連盟評議員会1日目、岩手・宮城・福島各県の状況報告が行なわれた。同日夜、救援中央本部と被災3県を含む東北6県の協会の役員が集まり、情報交換と今後の東北6県としての取り組みについて意見交換を行った。
この懇談会には、全日本ろうあ連盟福祉対策部長、手話通訳対策部長、労働対策部長も出席し、今後東北6県でまとまって支援を進めていくことを確認した。



第59回全国ろうあ者大会・佐賀

6月12日、全国ろうあ者大会にて、被災3県からの報告が行なわれた。



岩手県

宮城県

福島県

全国大会義援金コーナー

6月12日、全国大会式典には全国から約2,200人が集まり、義援金コーナーに張り出された被災3県の報告は多くの人たちの胸を打った。応援メッセージコーナーでは、多くの方のメッセージにより、すぐに書くスペースがなくなり、予備しておいた紙を貼り出すほどで、全国から多くの応援が集まった。



東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 8

～皆と共に力をあわせて復興へ～

岩手県・宮城県訪問

7月1日～5日、救援中央本部から事務総括、手話通訳担当が、今後の長期的な支援計画についての調査、協議を行うために、岩手県、宮城県を訪問した。

- 7月1日、岩手本部の高橋本部長とともに、岩手県障がい保健福祉課を訪ね、被災聴覚障害者の実態把握調査への協力を求める。
- 7月2日、岩手県ろうあ協会宮古支部の方々、宮古市障害者福祉相談員と被害の大きかった田老地区を訪問した。
- 7月3日、第3回岩手本部会議にオブザーバーとして出席。各構成団体からの報告などが行われ、中央本部からは沿岸部の聴覚障害者の実態調査を県の協力を得て行うことを説明し、了承された。



- 7月4日、大船渡市保健福祉課障害福祉係職員の案内で、被災者宅を訪問。他に近所の聴覚障害者と仮設に暮らす聴覚障害者も来て一緒に昼食をとる。
- 7月5日、JDF宮城支援センターを訪問した。
- 7月5日、宮城県障害福祉課を訪ね、5月に宮城県ろうあ協会から県に提出した要望書などについて協議した。



JDF障害者支援本部中間報告会

7月13日、JDF障害者支援本部中間報告会が開催された。震災後4カ月を経たが被災地の障害者は困難な状況に置かれている。この状況を踏まえ、日本障害フォーラム（JDF）被災障害者総合支援本部の活動を中心に被災地の障害者支援活動の現状を報告するとともに、今後の復興計画を見据えながら復興に向けた課題を探った。救援中央本部からも聴覚障害者の立場で聴覚障害者の被災者に関する現状と課題を報告した。



救援中央本部・救援東北本部合同会議開催

8月7日、盛岡市のいわて県民情報交流センターにおいて、救援中央本部と救援東北本部の合同会議を開催した。

これは、全国評議員会1日目の6月10日、救援中央本部と被災3県を含む東北6県の協会の役員が集まり、情報、意見交換を行い、東北6県でまとめて支援していくことを確認したのを受けて、実施された。



東日本大震災 聴覚障害者救援中央本部の活動 9

～皆と共に力をあわせて復興へ～

宮城県「ほっと手話まつり」開催

9月25日、宮城県障害者福祉センターで、宮城県ろうあ協会の行事「ろうあ老人の長寿の祝う会」と兼ねて救援中央本部の企画「ほっと手話まつり」が開催された。救援中央本部の協力団体である全国ろうあヘルパー連絡協議会と協力し、宮城県のろうあ老人の長寿を祝いながら楽しく交流することができた。



小泉会長の祝辞



長寿を祝して



会場の様子

公明党へ「震災時における障がい者支援と今後の防災対策に対する要望」提出

10月7日、公明党災害対策本部・障がい者福祉委員会合同会議で各団体へのヒアリングが行われ、当連盟からは要望文書を提出し、東日本大震災に関する現状および防災計画等に盛り込むべき課題に対して聴覚障害者の立場から要望した。



ヒアリングの様子



岩手県「ホッと手話まつり」開催

11月6日、岩手県立福祉の里センターで、救援中央本部の企画「ホッと手話まつり」が開催され、45名の参加者があった。救援中央本部から、お弁当・イベント（マジック）・ケーキを提供し、参加者を楽しんでいただくことができた。



会場の様子



「ホッと手話まつり」参加の皆さん



デフ・マジシャンNOBU(ノブ)氏

被災地における聴覚障害者実態調査実施

11月7日、岩手県水産会館で被災した聴覚障害者への個別訪問調査説明会が開催された。これは9月のアンケート調査の結果を受け、被災聴覚障害者の生活課題に対応する相談支援を行うことおよび生活への影響を把握することを目的として行なわれる訪問調査である。また、同日夜、被災3現地救援本部と救援中央本部で実態調査に関する各救援本部の進捗状況および今後の取り組みについて意見交換会が開催された。



個別訪問調査説明会



個別訪問調査説明会



意見交換会

《「聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル」作成委員会名簿》

委員長：久松 三二	財団法人全日本ろうあ連盟 事務局長
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 事務総括
委員：秋間 尋子	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 事務局
梅田ひろ子	特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構 理事
太田 陽介	財団法人全日本ろうあ連盟 福祉対策部長
小川 光彦	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事
木下 武徳	北星学園大学 准教授
小出真一郎	関東ろう連盟 理事長
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 副事務総括
近藤 幸一	全国聴覚障害者情報提供施設協議会 理事
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 情報・広報担当
鈴木 豊	岩手県立視聴覚障がい者情報センター 所長
田中 清	一般社団法人日本手話通訳士協会 事務局長
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 医療・メンタル担当
中橋 道紀	財団法人全日本ろうあ連盟 労働対策部長
長谷川芳弘	財団法人全日本ろうあ連盟 会計部長・国際部長
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 会計担当
松本 正志	財団法人全日本ろうあ連盟 手話通訳対策部長
吉原 孝治	関東ろう連盟 事務局長
	東日本大震災聴覚障害者救援中央本部 物資支援担当

厚生労働省委託平成23年度手話通訳者等派遣支援事業
[聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル]

発行日：2012年3月31日

編集：「聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル」作成委員会

発行：財団法人全日本ろうあ連盟

〒182-0601 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

電話：03-3268-8847

FAX：03-3267-3445

URL：<http://www.jfd.or.jp/>

